

「少年の非行対策に関する政策評価（総合性確保評価）」方向性（案）

参考資料 目次

参考 1	青少年育成施策大綱における少年非行対策の位置付け	1
参考 2	青少年育成推進本部の設置について	3
参考 3	施策群の有効性（効果の発現状況等）の分析・評価手法	4
参考 4	「少年の非行対策に関する政策評価」に係る研究会開催要領	6
参考 5	少年非行全体の動向	8
参考 6	「少年の非行対策に関するアンケート調査」の結果＜要旨＞	14
参考 7	6 施策群ごとの分析結果	25
1	薬物乱用防止対策	25
2	いじめ防止対策	29
3	初発型非行に関する対策	32
4	再非行（再犯）の防止対策	35
5	逸脱行為、問題行動、不良行為のみられる少年への対応	41
6	サポートチーム等による連携	50

別 冊 「少年の非行対策に関するアンケート調査」（単純集計結果表）

青少年育成施策大綱における少年非行対策の位置付け

少年非行対策は、青少年の育成のための保健、福祉、教育、労働、非行対策等の幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進するための「青少年育成施策大綱」（平成 15 年 12 月 9 日青少年育成推進本部決定）において、主要な施策の一つとして位置付けられている（下線参照）。

青少年育成施策大綱（抄）

- 1 大綱策定の目的
- 2 基本理念
- 3 重点課題
 - (1) 社会的自立の支援
 - (2) 特に困難を抱える青少年の支援
 - (3) 能動性を重視した青少年観への転換
 - (4) 率直に語り合える社会風土の醸成
- 4 年齢期ごとの施策の基本的方向
(略)
- 5 特定の状況にある青少年に関する施策の基本的方向
 - (1) 障害のある青少年の支援
 - (2) ひとり親家庭等の支援
 - (3) 少年非行対策等社会的不適応への対応

<<少年非行対策>>

- ・ 少年非行対策への総合的取組
- ・ 非行防止、多様な活動機会・場所づくり、相談活動
- ・ 補導活動
- ・ 関係者の連携したサポート体制の構築
- ・ 事件の捜査・処理
- ・ 施設内処遇
- ・ 更生保護、自立支援
- ・ 立ち直り支援
- ・ 処遇全般の充実・多様化
- ・ 非行少年の家族への働きかけ
- ・ いじめ・校内暴力対策
- ・ 非行集団対策
- ・ 被害者への配慮

(4) 青少年の被害防止・保護

(5) 労働市場で不利な条件下にある青少年の支援

<<関連施策>>

・ 非行少年の就労支援等

6 支援のための環境整備施策の基本的方向

<<関連施策>>

・ 少年補導や非行少年の処遇に関する専門職の養成・確保

・ 専門機関・相談機関等の充実とネットワークづくり

・ 青少年を取り巻く有害環境への対応

・ 調査研究、青少年にも分かりやすい情報提供、広報啓発活動の推進

7 推進体制等

(略)

【参 考】

「少年非行対策」に係る国の予算額

○ 平成 15 年度 554 億円 → 16 年度 545 億円 → 17 年度 549 億円

(注) 青少年育成施策大綱中の少年非行対策を主な目的とし、かつ予算額を特定できる施策の額を計上 (内閣府「青少年の現状と施策」(平成 16、17 年版)による)

青少年育成推進本部の設置について

平成 15 年 6 月 10 日
閣 議 決 定
平成 17 年 12 月 27 日
一 部 改 正
平成 18 年 4 月 28 日
一 部 改 正

- 1 次代を担う青少年の育成に関する施策について、関係行政機関相互間の緊密な連絡を確保するとともに、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣に青少年育成推進本部（以下「本部」という。）を設置する。
- 2 本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は、必要に応じ構成員以外の者の出席を求めることができる。
本部長 内閣総理大臣
副本部長 内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（青少年育成）
文部科学大臣
国家公安委員会委員長
法務大臣
厚生労働大臣
本 部 員 他のすべての国務大臣
（注）本部会合には、内閣官房副長官（政務及び事務）が出席する。
- 3 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
- 4 本部の庶務は、文部科学省、警察庁、法務省、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、本部の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

施策群の有効性（効果の発現状況等）の分析・評価方法

1 施策群の整理

少年非行対策については、関係施策が多岐にわたり、体系化が図られていないことから、密接に関連する施策をグルーピングし、関係 5 府省と協議の上、当省で以下の 6 施策群に整理。

- ① 薬物乱用防止対策
- ② いじめ防止対策
- ③ 初発型非行に関する対策
- ④ 再非行（再犯）の防止対策
- ⑤ 逸脱行為、問題行動、不良行為のみられる少年への対応
- ⑥ サポートチーム等による連携

2 基本指標の設定等

上記の 6 施策群の中には、少年非行対策に係る施策の効果を現す指標（少年人口 1,000 人当たりの罪種別人員等）が設定可能なものと設定不可能なものがあり、それぞれの取扱い、以下による。

① 設定可能な施策群の場合

上記の 6 施策群中、「サポートチーム等による連携」を除く 5 施策群については、少年非行対策に係る施策の効果を現す指標のうち、密接に関連する指標を基本指標として設定。また、課題等を導き出すための指標としてサブ指標を設定

② 設定不可能な施策群の場合

「サポートチーム等による連携」については、少年非行対策に係る施策の効果を現す適当な指標がみられないため、その代替として、効果的な取組事例の報告の有無により効果を測定

3 効果の発現状況等の分析・評価

(1) 基本指標等の測定等による場合

基本指標の設定が可能な 5 施策群については、少年の非行の減少という政策効果に照らして、以下の①と②の測定結果に基づき、基本指標の全国集計値が減少しており、かつ、基本指標の都道府県別集計値が減少している都道府県数が多い場合は、その施策群は全体として効果を発現しているものとみられると判断。一方、基本指標の全国集計値が増加しており、かつ、基本指標の都道府県別集計値が増加している都道府県数が多い場合は、その施策群は全体として効果を発現しているものとはみられないと判断。

なお、基本指標の全国集計値の増減と基本指標の都道府県別集計値の増減を示す都道府県数の間に、そごが生じている場合には、その要因を究明することが必要となるが、今回、このような例はなかった。

① 施策群ごとの基本指標等の全国集計値との比較

施策群ごとに、基本指標の全国集計値が、平成 12 年度と 16 年度との比較において増加しているか、減少しているか測定。

また、施策群ごとに、基本指標又はサブ指標の全国集計値を罪種別、学職別等に分

析し、課題等を導出

② 施策群ごとの基本指標の都道府県別集計値との比較

調査対象 26 都道府県について、平成 12 年度から 16 年度までの間に実施されていた施策を評価対象とし、施策群ごとに 12 年度と 16 年度における基本指標の都道府県別集計値の増減を測定。

また、全体としては効果を発現しているものとはみられないなど施策群ごとに、実務者に対する当省のアンケート調査結果、管区行政評価局・行政評価事務所等による実地調査結果等を基に、推奨事例や課題等を整理

(2) 効果的な取組事例の報告による場合

「サポートチーム等による連携」については、効果的な取組事例の報告制度（平成 14 年度から 16 年度までの文部科学省への事業完了報告）等を基に、調査対象 26 都道府県における報告実態を把握。

効果的な取組事例の報告のあった都道府県の多寡により、当該施策群が全体として効果を発現しているか否かを判断。この際、局所調査で把握した警察が中心となって形成された少年サポートチームによる連携に係る効果的な取組事例を参考として判断

「少年の非行対策に関する政策評価」に係る研究会開催要領

総務省行政評価局
法務、外務、文部科学担当評価監視官

1 目的

総務省行政評価局（法務、外務、文部科学担当評価監視官室）では、平成 17 年 4 月から、「少年の非行対策に関する政策評価（総合性確保評価）」を実施している。

この政策評価は、少年の非行対策について、関係行政機関の各種施策が総体としてどのような効果を上げているかなどの総合的な観点から、一括して、全体として評価を行うものであるが、評価の客観性等を確保するためには、政策の効果等に関し、第三者の知見を活用しつつ合理的な手法により把握、分析等を行う必要がある。

この研究会は、国の少年非行対策の効果の発現状況の把握方法等について、少年の非行対策に係る分野等において専門的な知見を有する学識経験者から意見の聴取等を行い、本政策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するために開催するものである。

2 検討事項

- (1) 政策評価実施計画における調査事項、効果の発現状況の把握方法等について
- (2) 把握したデータ等の分析手法、評価の基準等について
- (3) その他

3 開催方法

法務、外務、文部科学担当評価監視官が主催し、平成 17 年 6 月以降、少年の非行対策に関する一連の評価作業が終了するまでの間、必要に応じ、随時開催するものとする。

4 参集メンバー

本研究会の参集メンバーは、別紙の学識経験者とする。（必要に応じて追加）

5 庶務

本研究会の庶務は、法務、外務、文部科学担当評価監視官室が行う。

別紙

「少年の非行対策に関する政策評価」に係る研究会参集メンバー

(50音順)

氏名	専門分野	所属（職名）
影山 任佐	精神神経医学	東京工業大学保健管理センター教授
古賀 正義	教育社会学	中央大学文学部教育学科教授
玉村 雅敏	公共経営	慶應義塾大学総合政策学部助教授
廣松 毅	統計学	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授

少年非行全体の動向

1 少年非行(非行少年)の定義

「非行少年」とは、以下①～③の総称である。

- ① **犯罪少年** (14歳から19歳の刑法犯少年及び特別法犯少年)
- ② **触法少年** (刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年)
- ③ **ぐ犯少年** (保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年)

ただし、単に深夜はいかいや喫煙・飲酒を行う「**不良行為少年**」を含まない。

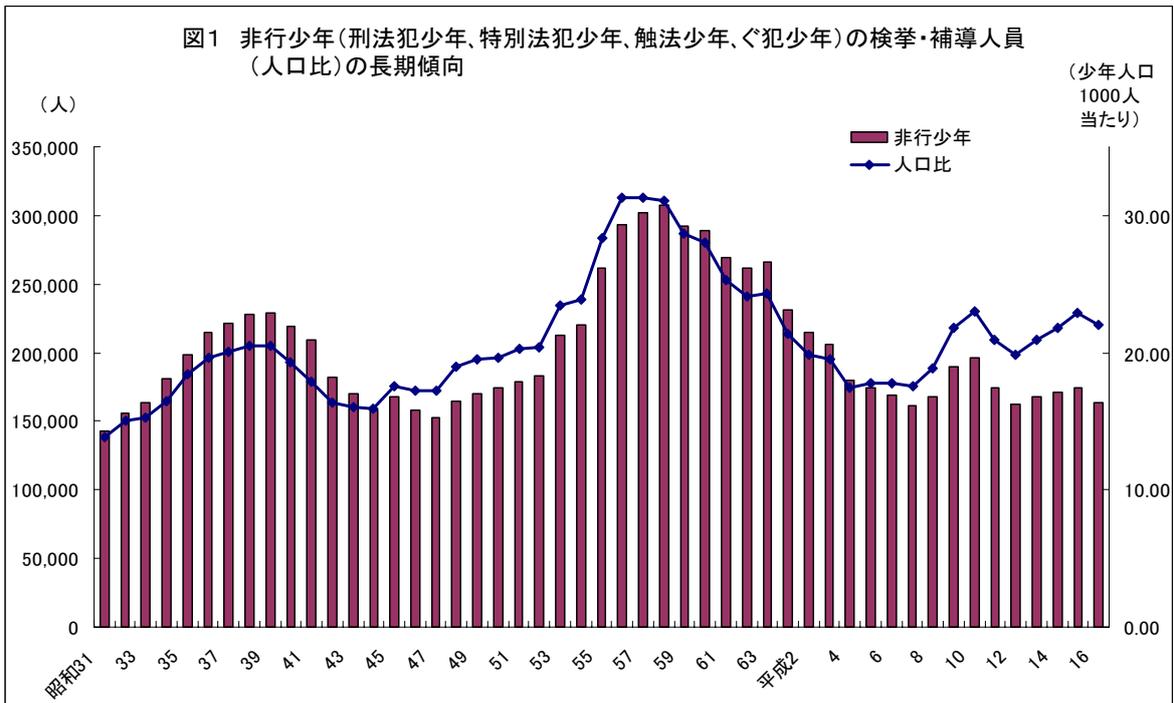
2 非行少年の動向

(1) 非行少年の動向の把握方法

- 非行少年の動向を正確に把握するためには、各種の非行行為の発生状況を把握することが必要。
- しかし、現在、非行行為の発生状況を把握するための**公式なデータは存在しない**。
- 代替となる**公式なデータとして**、警察庁の犯罪統計、法務省の検察統計、矯正統計、保護統計、最高裁判所の司法統計等があるが、今回、そのうち、非行行為の発生状況に最も近いものと考えられる**警察庁の犯罪統計**により、非行少年全体の動向を把握し、分析・評価(各施策群ごとの分析・評価に当たっては、警察庁の犯罪統計以外にも、**文部科学省の児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査等**を使用)
- 警察庁の犯罪統計は、警察の取締活動にも左右され、罪種によっては相当な暗数があるといわれており、その絶対数を過大に解釈することはできないが、少なくとも、少年非行の傾向を示す統計として、施策の企画立案・実施に利用されているものである。

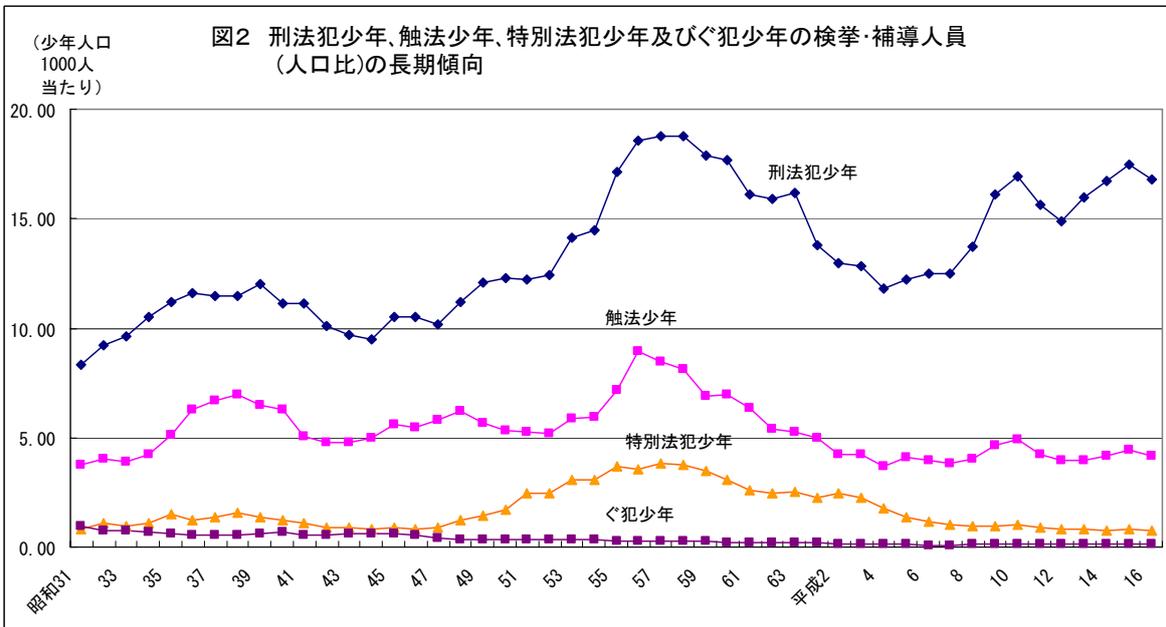
(2) 非行少年の検挙・補導等の全体的な動向(把握・分析)

- 非行少年の検挙・補導人員の**長期的な動向**をみると、社会情勢等の影響を受け、**増減を繰り返す**(図1参照)。
 - 第1のピーク: S25～26(終戦直後) …生きるための非行
 - 第2のピーク: S38～40(高度成長期) …戦後世代の既成道徳への反発
 - 第3のピーク: S56～58(安定成長期) …大人が理解できない非行(衝動・激情)
 - 第4のピーク: H9～
- 近年(平成10年以降)においても、平成12年まで減少した後、15年まで増加し、16年から減少するなど、増減を繰り返す。
 - また、少年人口1000人当たりの検挙・補導人員(以下「人口比」という。)でみると、**近年、高水準で推移**。



(注) 警察庁の犯罪統計書に基づき当省が作成した。

- 「非行少年」を構成する罪種等のうち、「**刑法犯少年**」が**83%** (平成16年の人口比ベース)を占め、次いで「**触法少年(刑法)**」(13%)、「**特別法犯少年**」(約4%)、「**ぐ犯少年**」(約1%)の順(図2参照)。

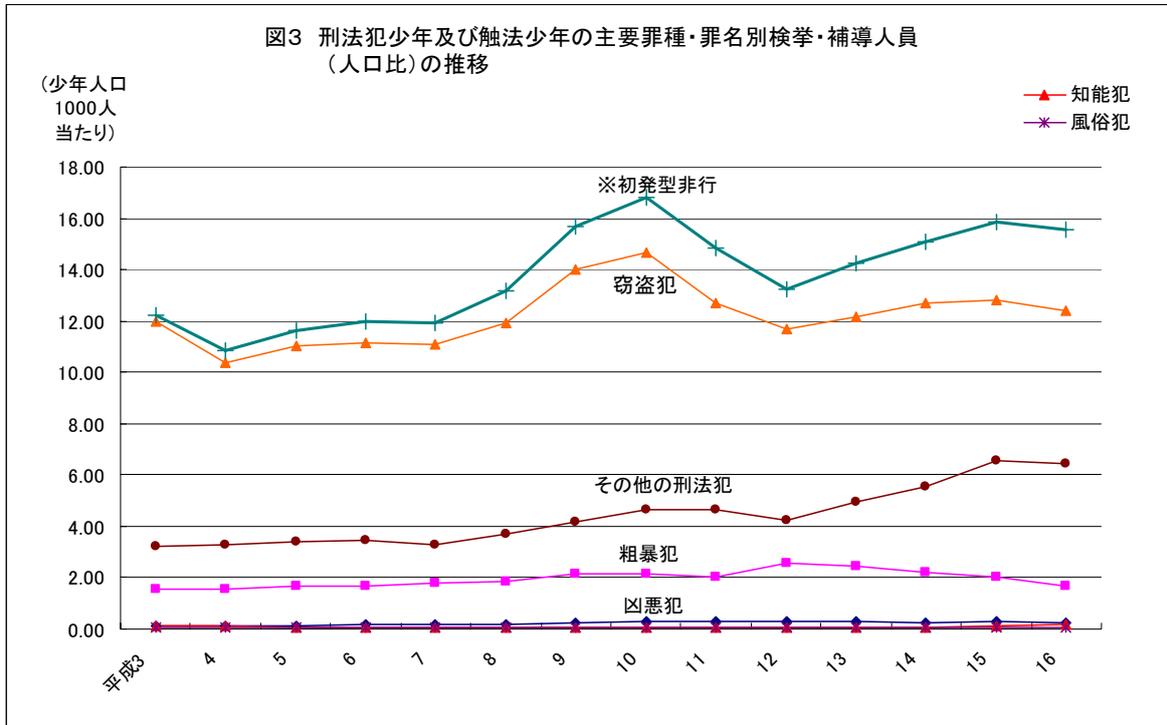


(注) 警察庁の犯罪統計書に基づき当省が作成した。

- 刑法犯少年等の主要罪種別では、「**窃盗犯**」が**57%**と最も多く、次いで「**その他の刑法犯**」**32%**(うち、放置自転車の乗り逃げなどの占有離脱物横領が28%)とこの両者で約9割を占め、双方とも**近年増加傾向**を示す。

一方、強盗などの「**凶悪犯**」、傷害、暴行などの「**粗暴犯**」は各々1.2%、8%と少なく、いずれも**近年減少傾向**を示す。

- また、単独罪名別では、「万引き」(全体の29%)、「占有離脱物横領」(全体の25%)が多く、これらにオートバイ盗及び自転車盗を加えた、いわゆる「初発型非行少年」が全体の約70%を占め、大幅な増加傾向を示す(図3参照)。



- (注) 1. 警察庁の犯罪統計書に基づき当省が作成した。
 2. ※初発型非行は、窃盗犯のうちの「万引き」、「オートバイ盗」及び「自転車盗」とその他の刑法犯のうちの「占有離脱物横領」を合算したものである。

- 前出図2のとおり、特別法犯少年全体は減少傾向を示しており、その過半を占める薬物事犯は、非行少年全体の約2%であり、近年減少傾向を示す。

- なお、「刑法犯少年」及び「触法少年(刑法)」のうちの再犯者の占める割合は、次表のとおり、平成16年で約26%となっており、近年、継続して増加。

(単位:人、%)

	平成7年	12	14	16
刑法犯少年	126,249	132,336	141,775	134,847
触法少年	22,888	20,477	20,477	20,191
小計 (a)	149,137	152,813	162,252	155,038
再犯者数(刑法犯少年)	29,836	34,908	38,505	37,866
再犯者数(触法少年)	2,309	2,366	2,259	2,323
小計 (b)	32,145	37,274	40,764	40,189
再犯者率 (b/a)	21.6%	24.4%	25.1%	25.9%

(注) 警察庁の犯罪統計データに基づき当省が作成した。

(3) 平成12年から16年の間の非行少年の増減比較

ア 非行少年の罪種等別の検挙・補導人員(人口比)の増減

- 主要な非行の罪種等(指標)ごとの(単純)増減は次表のとおり。

非行少年全体の増加傾向の主要因は**刑法犯少年(特に、初発型非行)の増加**によるもの。

薬物事犯、いじめに起因する検挙・補導人員及び暴力行為(校内暴力)による検挙・補導人員は、いずれも減少傾向

(単位：人(少年人口1000人当たり)、%)

区分	平成12年(a)	16年(b)	増減率(b/a)	傾向
非行少年全体	19.9人	22.1人	111.2%	増加傾向
刑法犯少年	17.7人	19.9人	112.8%	増加傾向
うち、初発型非行少年	13.1人	15.7人	119.9%	増加傾向
触法少年(刑法+特別法)	1.12人	1.12人	103.4%	微増傾向
特別法犯少年	1.0人	0.9人	93.0%	減少傾向
薬物事犯少年(特別法犯+触法)	0.74人	0.49人	65.3%	減少傾向
ぐ犯少年	0.07人	0.07人	100.0%	横ばい
再非行少年	4.79人	5.73人	119.7%	増加傾向
いじめ起因の検挙・補導人員	0.029人	0.022人	75.9%	減少傾向
暴力行為による検挙補導人員	0.102人	0.08人	78.3%	減少傾向

(注) 警察庁の犯罪統計書に基づき当省が作成した(人口比(少年人口1000人当たり)は、各年10月1現在の「推計人口」(総務省統計局)により、当省が算定)。

イ 生徒・学生、有職少年、無職少年等別の検挙・補導人員(人口比)の増減

- 非行少年を生徒・学生(小中高生、大学生等)、14歳以上であって生徒・学生以外の有職少年・無職少年等の別(以下、「学職別」という。)の増減傾向をみると、次表のとおり、平成16年の人口比で「**高校生**」が**全体の38%**を占め、次いで、「**中学生**」(33%)、「**無職少年**」(12%)、「**有職少年**」(8%)、「**大学生等**」、「**小学生**」の順。
- 平成12年と16年との比較で**減少しているものはなく**、「**大学生等**」、「**小学生**」、「**高校生**」の増加率が高くなっているが、上記の構成比を勘案すると、「**高校生**」及び「**中学生**」に課題あり。

また、罪種によっては、「**薬物事犯**」のように、中高生よりも「**有職少年**」及び「**無職少年**」に課題がみられるものもあり。

(単位：人、%)

学職別		年次等		平成12年		平成16年		16年の人口比ベースの構成比	増減率(b/a)
		実数	人口比 a	実数	人口比 b				
非行少年の検挙・補導人員		162,466	5.89	163,370	6.33	100%	107.5%		
区分	未就学	9	0.0005	14	0.0007	0.01%	140.0%		
	生徒・学生	小学生	4,575	0.17	5,310	0.21	3%	123.5%	
		中学生	56,240	2.08	52,918	2.08	33%	100.0%	
		高校生	56,958	2.13	60,243	2.40	38%	112.7%	
		大学生・専修学校生等	8,876	0.33	11,084	0.43	7%	130.3%	
	有職少年	14,509	0.47	13,810	0.49	8%	104.3%		
無職少年	21,299	0.70	19,991	0.73	12%	104.3%			

(注) 1. 警察庁の犯罪統計書に基づき当省が作成した。

2. なお、人口比は、「未成年人口1000人当たり」で計算している。

ウ 再犯少年の前回処分別の状況

- 再犯少年の前回処分別では、次表のとおり、「審判不開始」、「不処分」及び「保護観察中」が例年多くみられ、また、「保護観察終了」の増加が顕著。

(単位:人(少年人口1000人当たり)、%)

区分			平成12年(a)	16年(b)	増減率 (b/a)	
再犯少年全体			4.66人	5.60人	120.1%	
前回処分別	未決(保釈中、拘留停止中 等)		0.41人	0.44人	107.8%	
	既決	執行終了	保護観察終了	0.34人	0.51人	151.6%
			その他	0.14人	0.17人	123.4%
		執行中	各種少年院仮退院中	0.03人	0.04人	131.6%
			保護観察中	0.43人	0.46人	107.6%
			児童自立支援施設・児童養護施設収容	0.024人	0.016人	67.2%
			その他	0.03人	0.12人	359.7%
	その他	審判不開始		1.64人	2.25人	136.9%
		不処分		0.65人	0.67人	102.6%
		児童相談所等通告		0.15人	0.12人	81.5%
		警察限り		0.30人	0.25人	83.4%
その他		0.52人	0.55人	106.1%		

(注)警察庁の犯罪統計書に基づき当省が作成した。

エ 都道府県ごとの非行少年の検挙・補導人員(人口比)の増減

- 犯罪統計データの全国集計値の増減を罪種別、学職別等で分析するとともに、全国47都道府県ごとに、平成12年と16年との増減傾向を分析
- その結果、次表のとおり、非行少年全体で増加傾向を示す都道府県が32、減少している都道府県が15と、都道府県ごとに**主要な指標の増減傾向が一律ではない状況**。
- ただし、全国集計値でも増加傾向を示す「**刑法犯少年**」、「**初発型非行**」及び「**再非行少年**」は、いずれも**増加傾向を示す都道府県数が多く**、全国集計値が大幅な減少傾向を示す「**薬物事犯**」では、**減少傾向を示す都道府県が圧倒的に多い**。

(単位:%)

区分	増加傾向	減少傾向	減少傾向を示す都道府県の割合
非行少年全体	32 都道府県	15 都道府県	32%
刑法犯少年	32 都道府県	15 都道府県	32%
うち、初発型非行少年	35 都道府県	12 都道府県	26%
特別法犯少年	20 都道府県	27 都道府県	57%
うち、薬物事犯少年	7 都道府県	40 都道府県	85%
触法少年(刑法+特別法)	22 都道府県	25 都道府県	53%
ぐ犯少年	23 都道府県	24 都道府県	51%
刑法犯少年及び触法少年(刑法)のうち、再非行少年	39 都道府県	8 都道府県	17%

(注)警察庁の犯罪統計書に基づき当省が作成した。

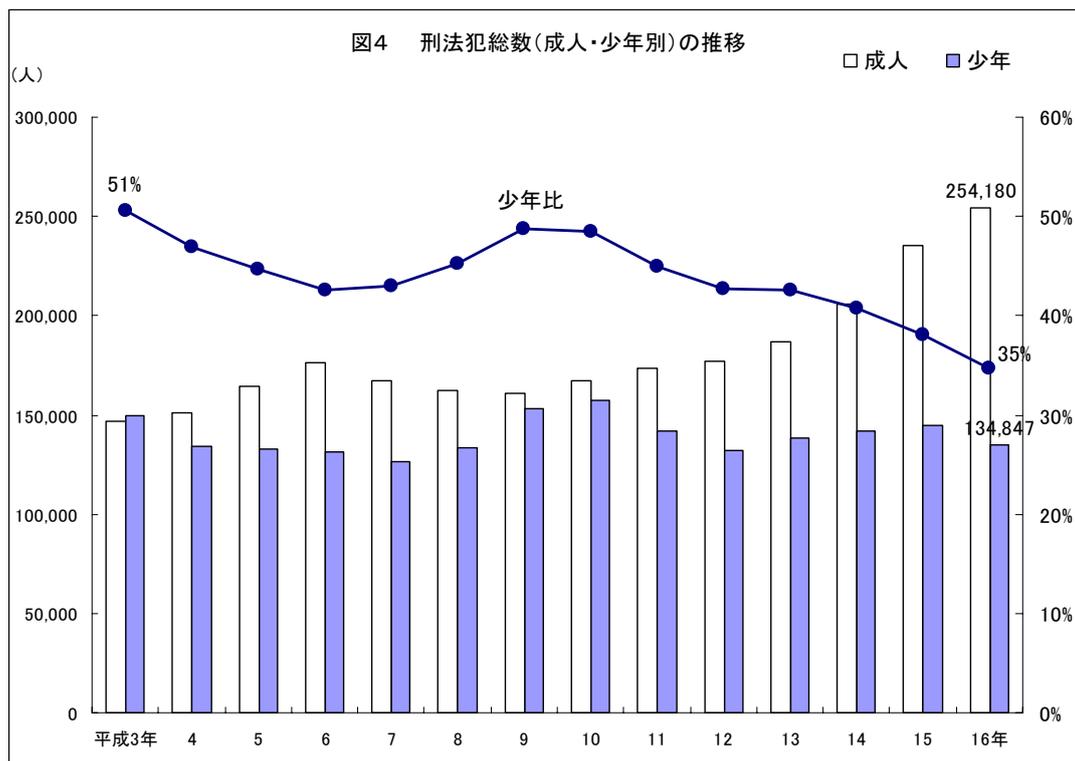
オ 刑法犯等全体に占める非行少年の位置づけ

- 平成16年の刑法犯(主要罪種・罪名)及び薬物事犯全体における少年の検挙人員の割合は次のとおりであり、刑法犯では、「オートバイ盗」、「自転車盗」、「占有離脱物横領」などの初発型非行における少年の割合が高く、また、薬物事犯では、「シンナー等の乱用」の少年の割合が高い。

(単位：%)

罪種・罪名		少年比(%)	近年の少年比の傾向
刑法犯	総数	35%	減少
	凶悪犯	21%	横ばい
	粗暴犯	24%	減少
	窃盗犯	39%	減少
	その他の刑法犯	37%	減少
	初発型非行	41%	減少
	うち、オートバイ盗	95%	減少
	うち、自転車盗	59%	横ばい
	うち、万引き	34%	減少
薬物事犯	薬物事犯計	17%	減少
	うち、覚せい剤取締法	3.2%	減少
	うち、大麻取締法	10%	横ばい
	うち、麻薬等取締法	14%	増加
	うち、毒劇物取締法	56%	減少
	うち、シンナー等の乱用	55%	減少

(注)警察庁の犯罪統計書に基づき当省が作成した。



参考 6

「少年の非行対策に関するアンケート調査」の結果 ＜要 旨＞

1	少年の非行対策に関するアンケート調査の概要 少年非行の現状（少年による重大事件の増減に係る現状認識）	15
2	増えている非行のタイプと具体的な問題行動	16
3	犯罪や非行の原因はどこにあるか	17
4	最近の少年の性格や資質	18
5	非行の背景となる社会的環境	19
6	非行予防の主体・非行少年を立ち直らせる主体は行政か民間か	20
7	非行防止のために学校のすべき対応	21
8	非行少年を立ち直らせるために必要なこと	22
9	非行防止・非行少年の立ち直りのために行政が力を入れるべき対策の重要度と実現度	23
10	ふだんの非行防止活動にあたって他の行政機関等との連携有無、連絡先、接触頻度	24

少年の非行対策に関するアンケート調査の概要

1 調査の目的

平成17年4月から実施している「少年の非行対策に関する政策評価」の一環として、少年の非行対策に従事している実務者に対して、現場における少年非行対策の現状や課題等についての意見等を把握するため実施。

2. 調査客体

(1) 属性的範囲

① 少年の非行対策に従事している次の実務者を対象

<国>

保護観察所の保護観察官・保護司、少年刑務所・少年院・少年鑑別所の法務教官、法務局・地方方法務局の子どもの人権専門委員、地方厚生局の担当職員

<都道府県>

都道府県の少年非行対策担当者（青少年育成担当課、教育委員会）、都道府県警察本部・警察署の担当職員、少年サポートセンターの少年補導員、児童相談所の児童福祉司、家庭児童相談室・教育相談所の相談員、児童自立支援施設の教員、自立援助ホームの職員、高等学校のスクールカウンセラー又は生徒指導担当教員、保健所・保健センターの公衆衛生医師、精神保健福祉センターの精神保健福祉士、精神保健相談員

<市町村>

市町村の少年非行対策担当者（青少年育成担当課、教育委員会）、少年補導センターの少年補導委員、小学校及び中学校のスクールカウンセラー又は生徒指導担当教員、教育相談所の相談員

② 対象地域：全47都道府県

(2) 対象者数：標本数 約10,000人（抽出方法：有意抽出）

3. 調査事項

- ① フェイスシート事項（調査客体の属性）
- ② 少年非行の現状、発生要因、少年、家族、学校及び地域社会での問題点などに関する事項
- ③ 少年の非行対策について関係主体が果たすべき役割に関する事項
- ④ 少年の非行対策に関わる行政機関等の連携状況等に関する事項 等

4. 調査方法：調査員（職員）・郵送自計申告方式

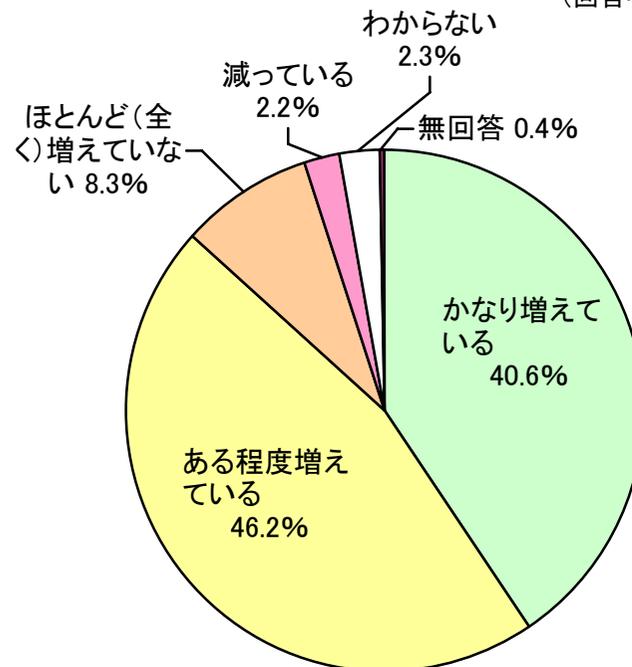
5. 調査時期：平成17年11月下旬～18年1月中旬

6. 有効回答数（率）：7,610人（77%）

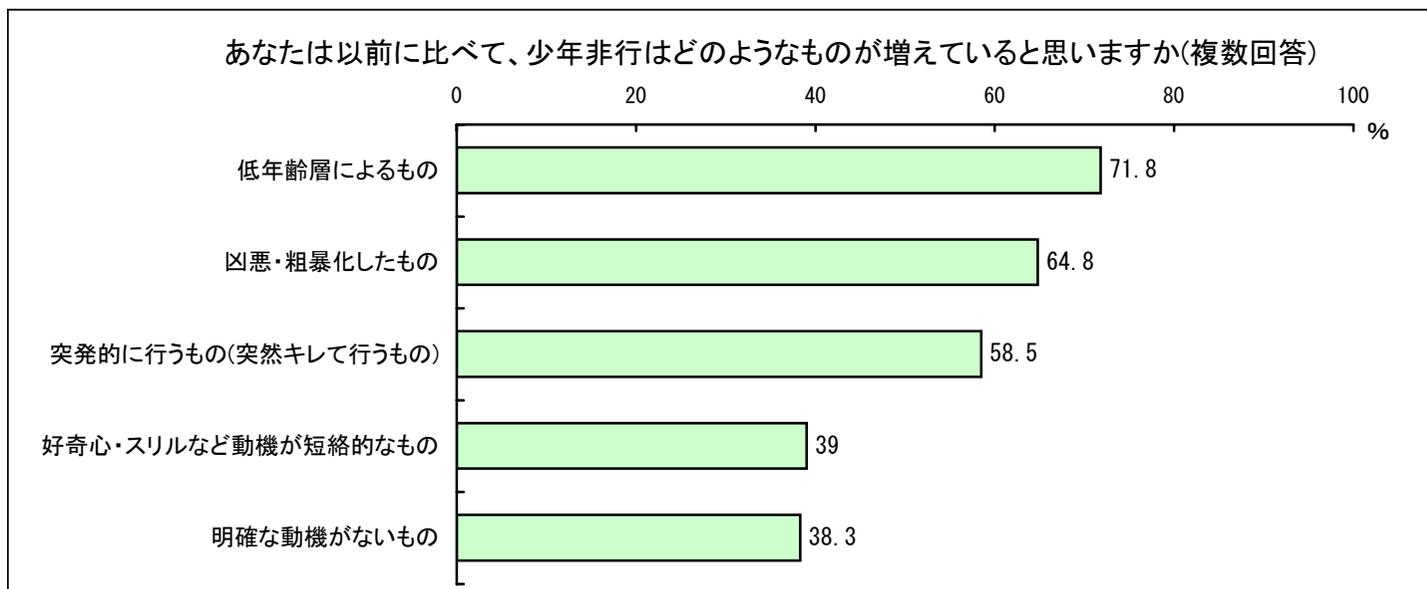
1 少年非行の現状（少年による重大事件の増減に係る現状認識）

少年による重大事件が増加しているか

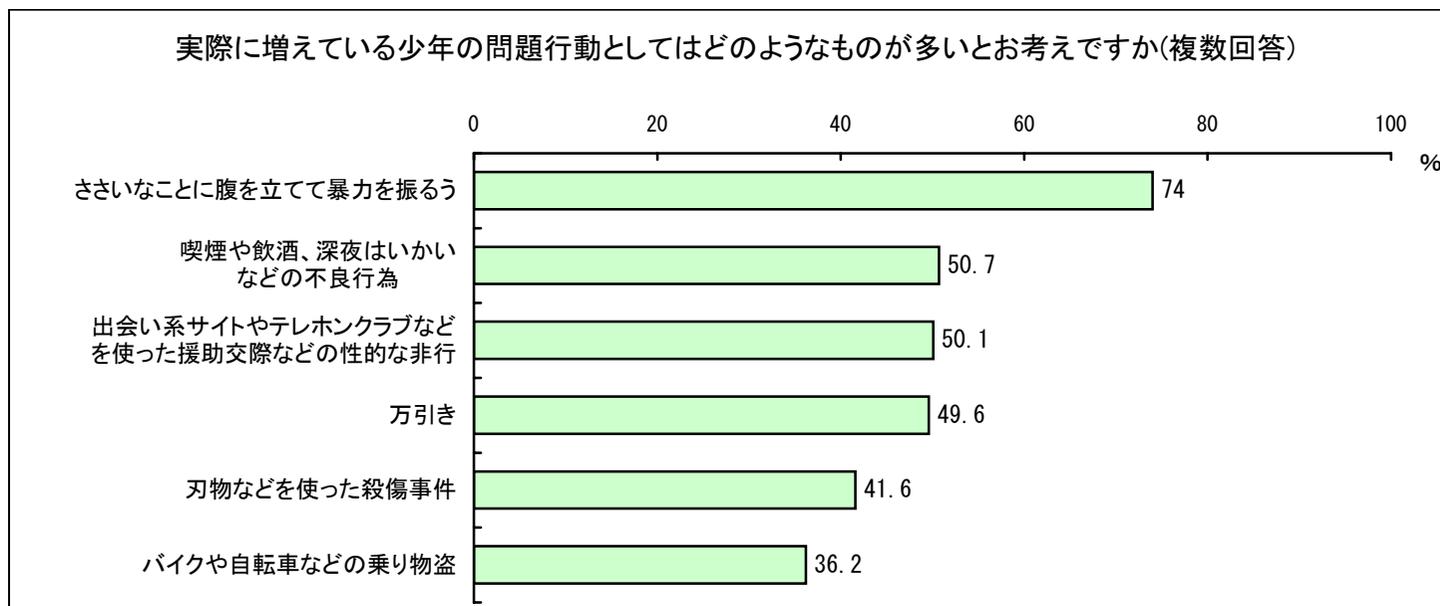
（回答者数：7,610人）



2 増えている非行のタイプと具体的な問題行動

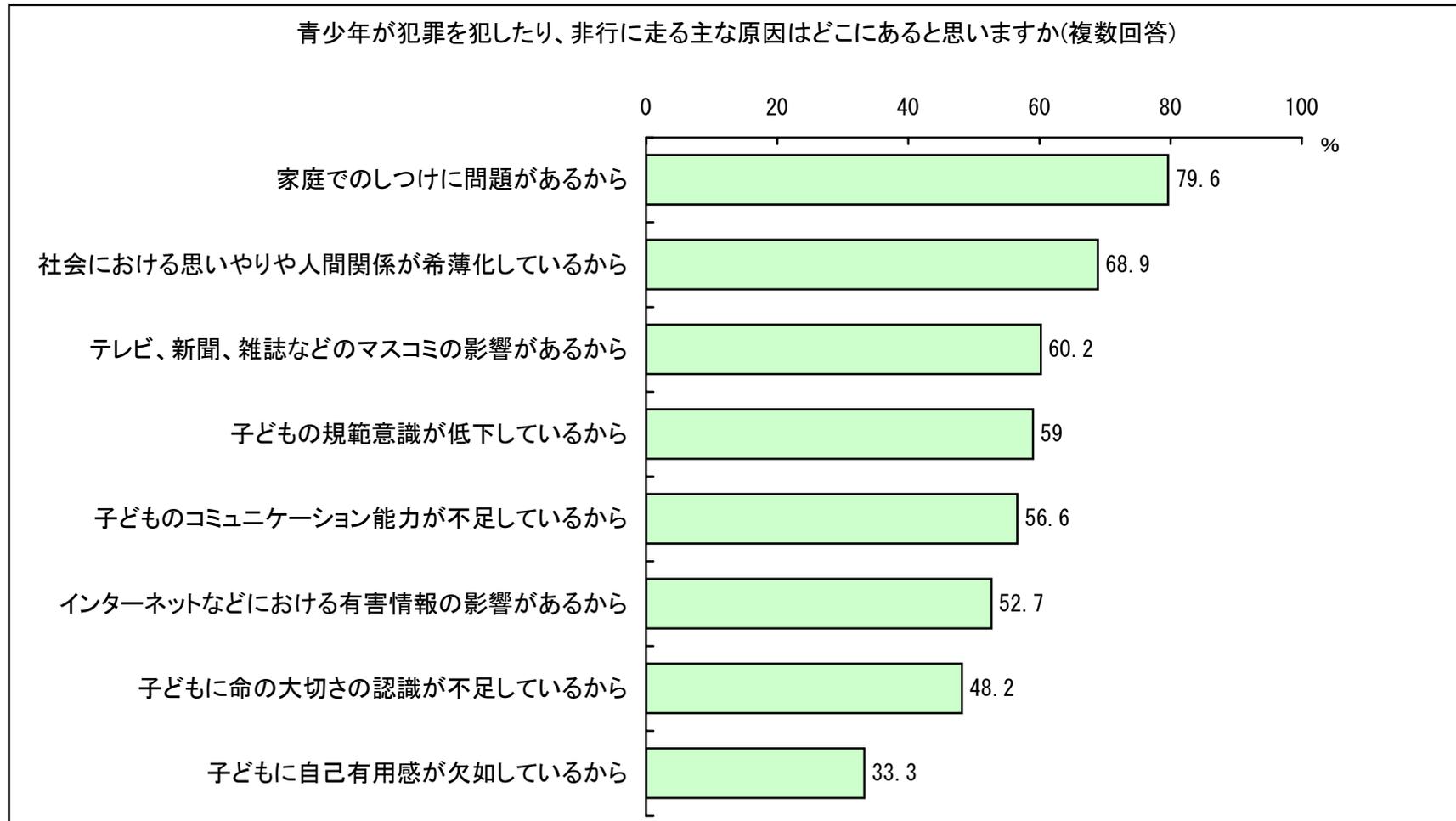


(注)33.3%以上の回答のみ抜粋



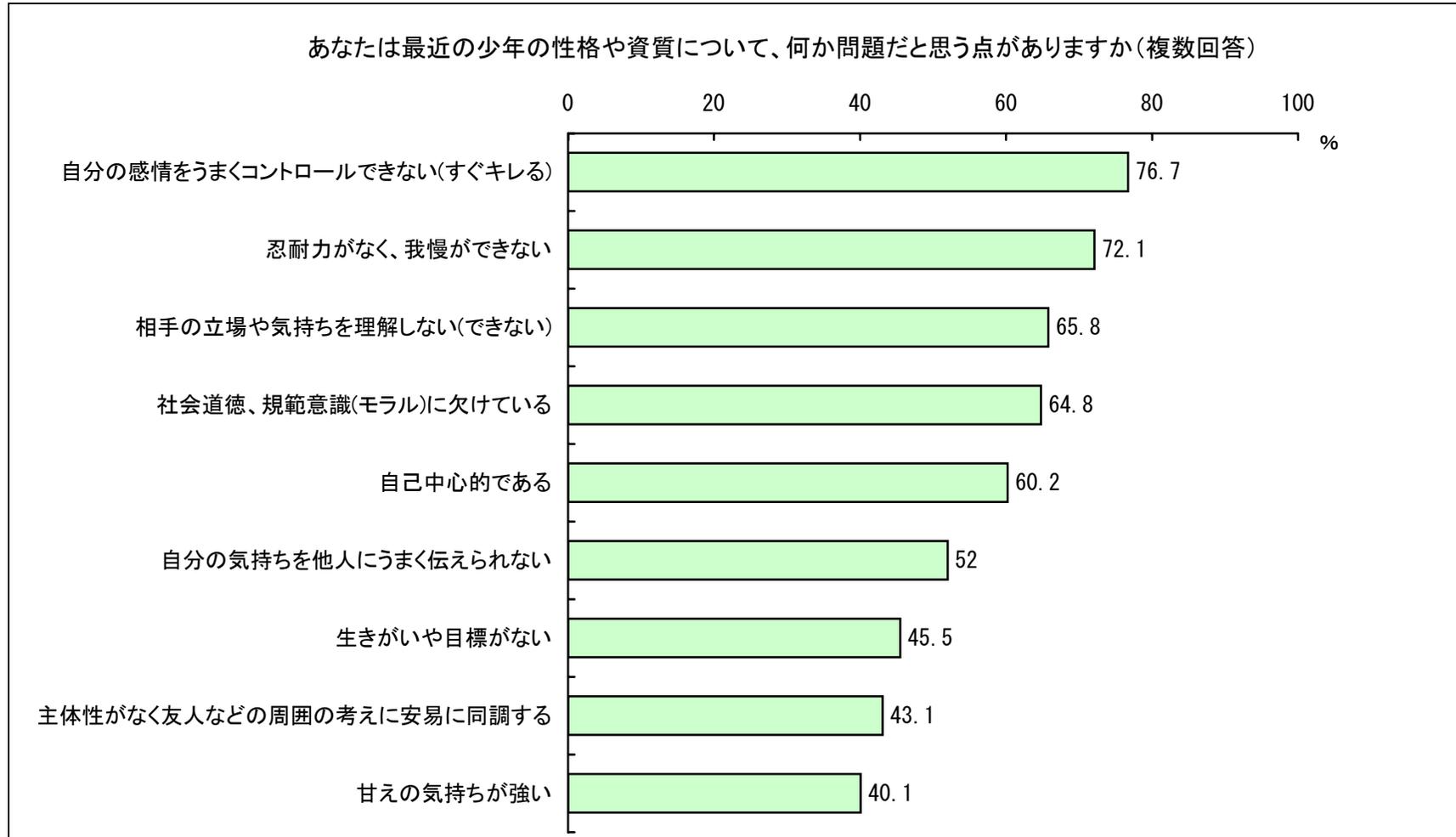
(注)33.3%以上の回答のみ抜粋

3 犯罪や非行の原因はどこにあるか



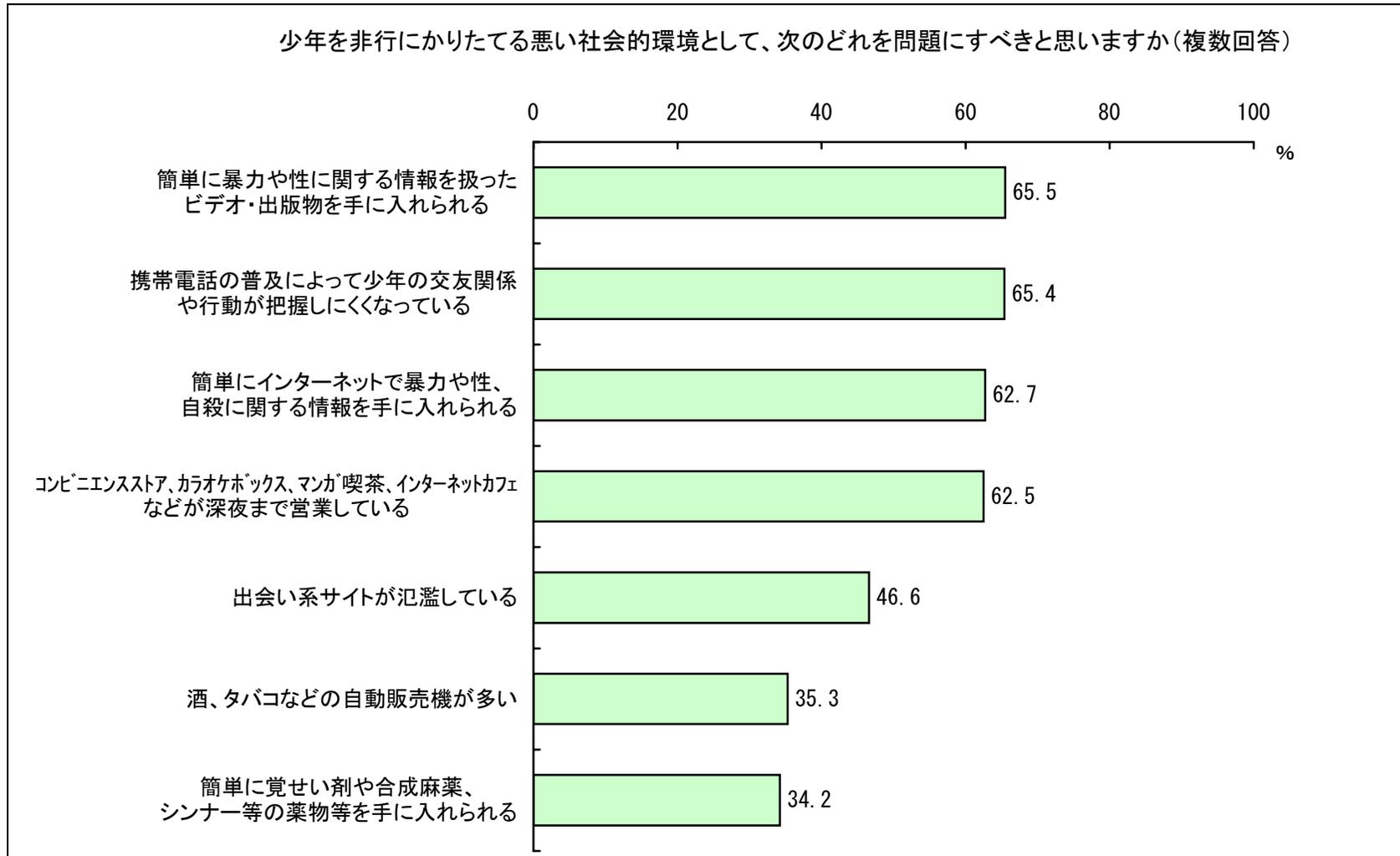
(注) 33.3%以上の回答のみ抜粋

4 最近の少年の性格や資質



(注)33.3%以上の回答のみ抜粋

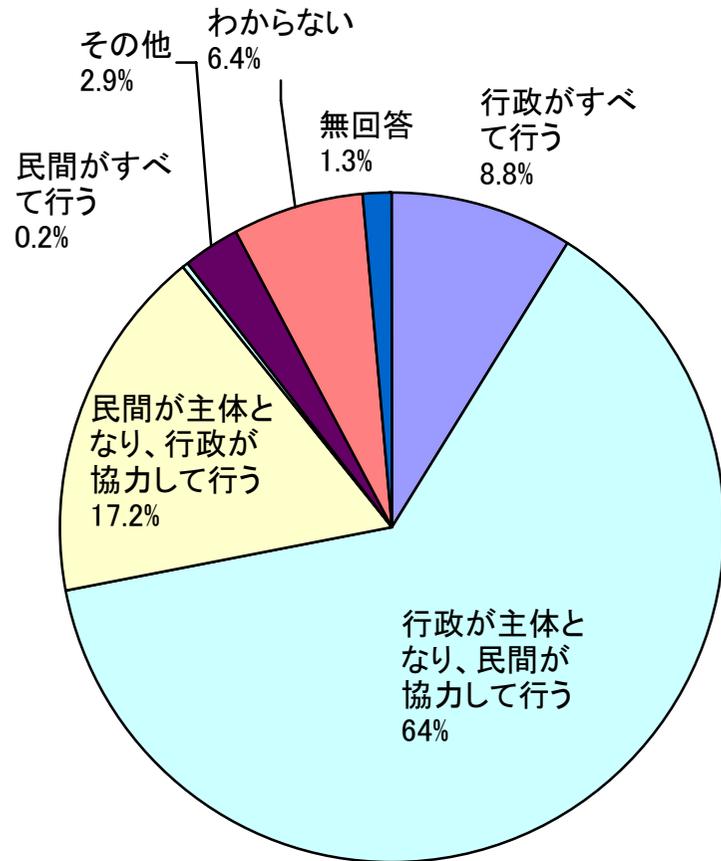
5 非行の背景となる社会的環境



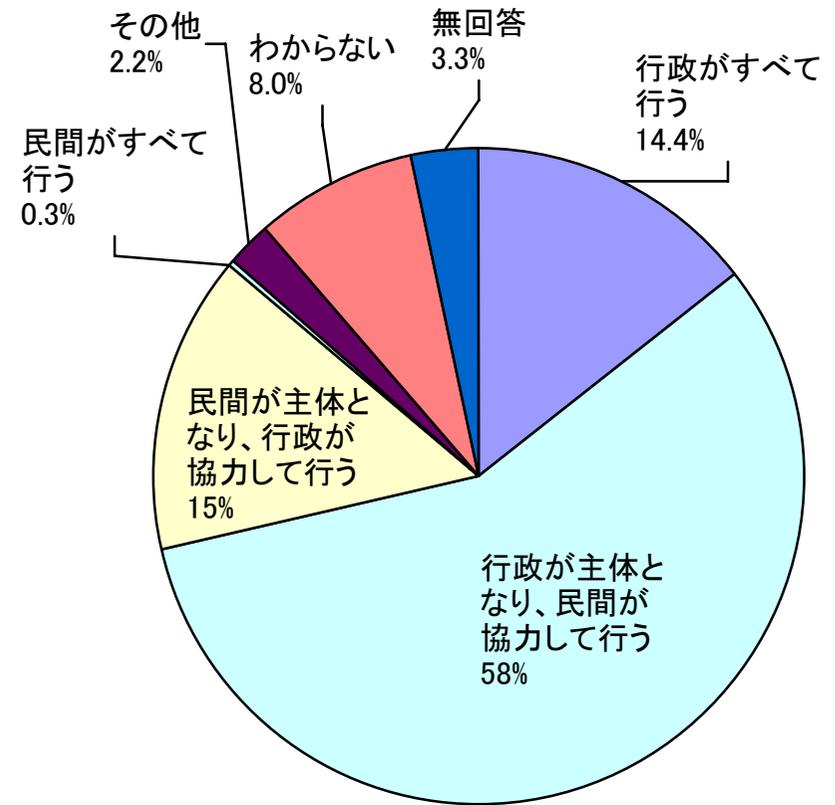
(注)33.3%以上の回答のみ抜粋

6 非行予防の主体・非行少年を立ち直らせる主体は行政か民間か

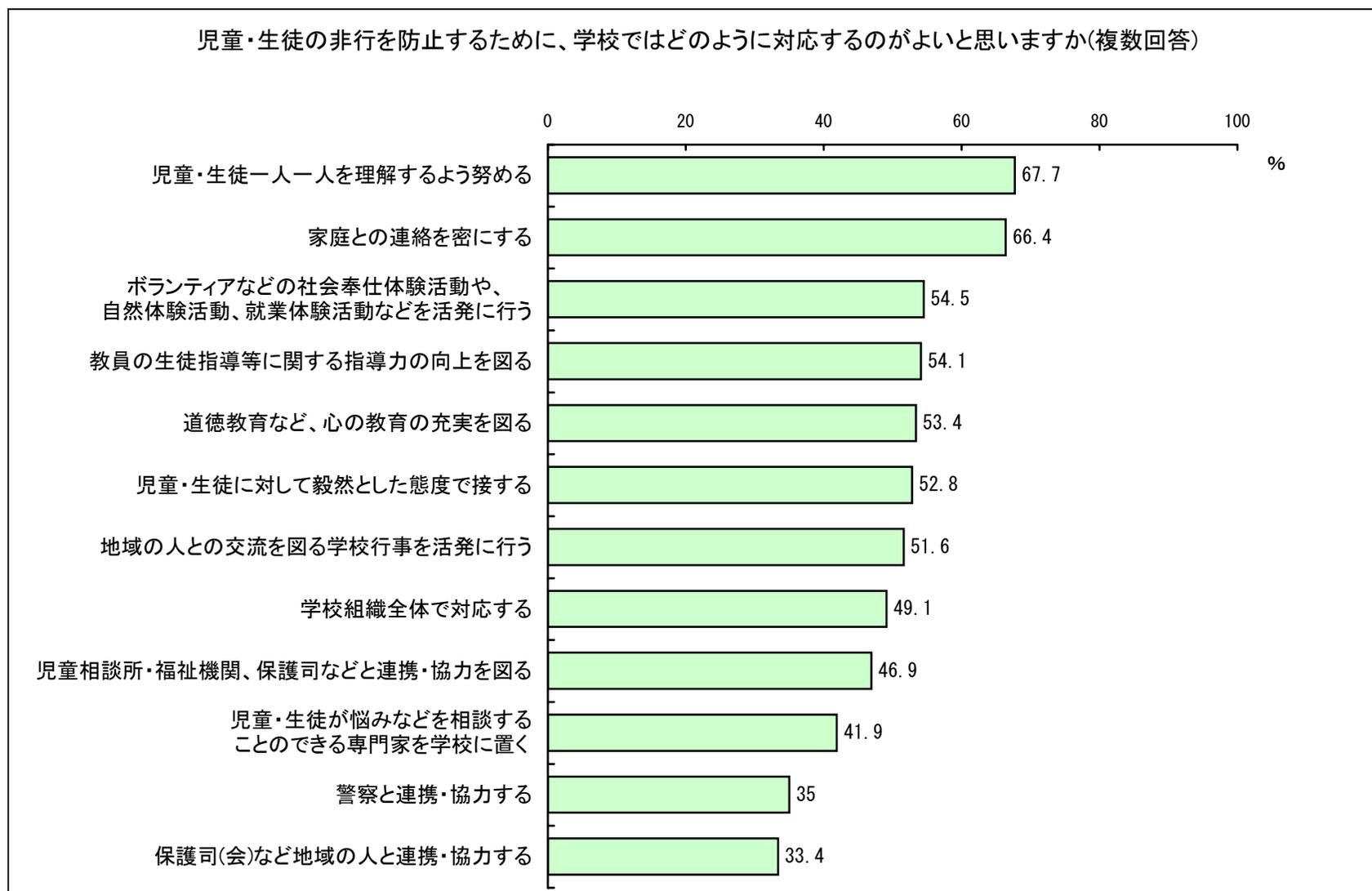
非行を予防する仕事は行政(国、地方公共団体)と民間のどちらで行う方が効果があると思いますか



非行少年を立ち直らせる主体は行政(国、地方公共団体)と民間のどちらで行う方が効果があると思いますか

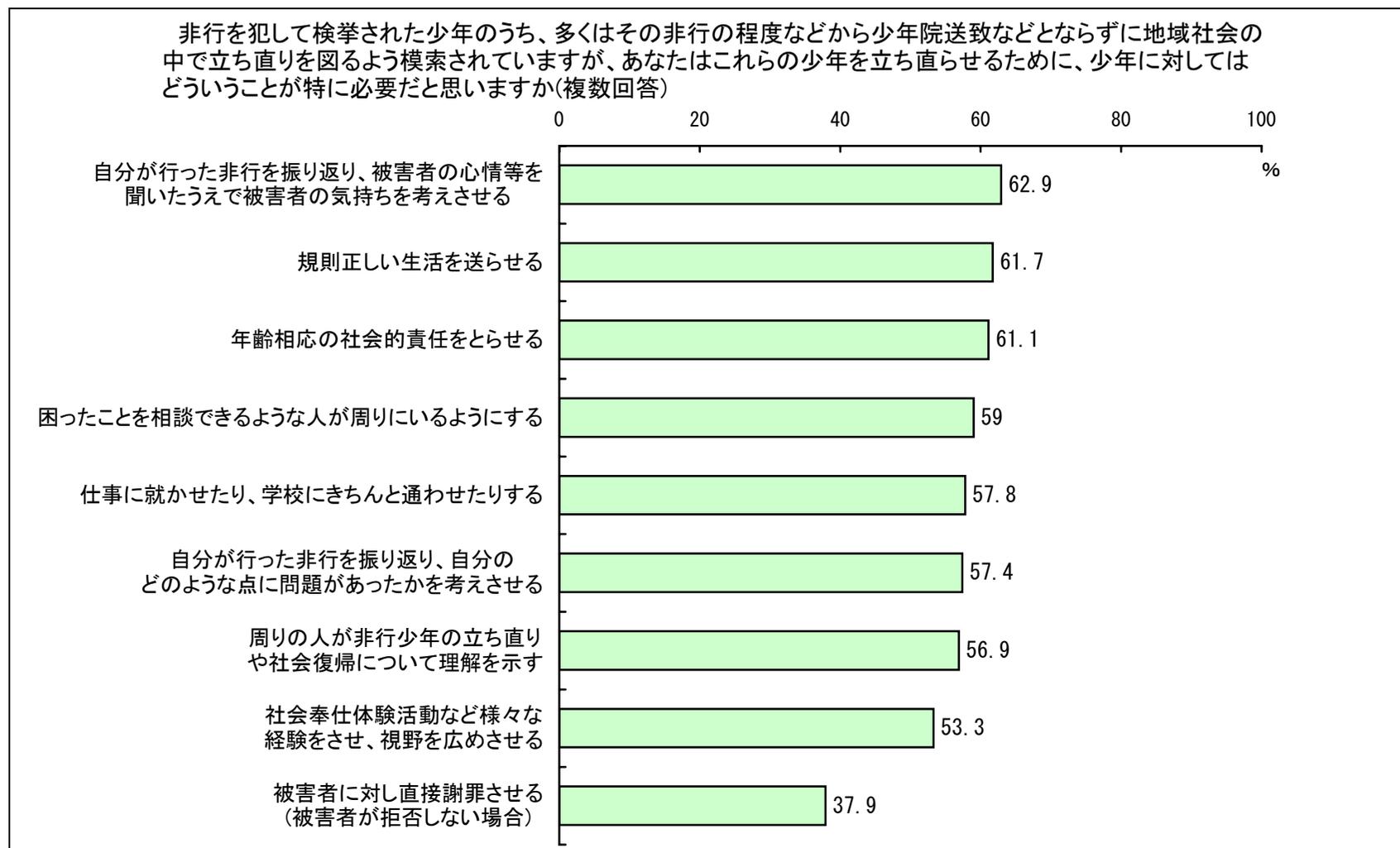


7 非行防止のために学校のすべき対応



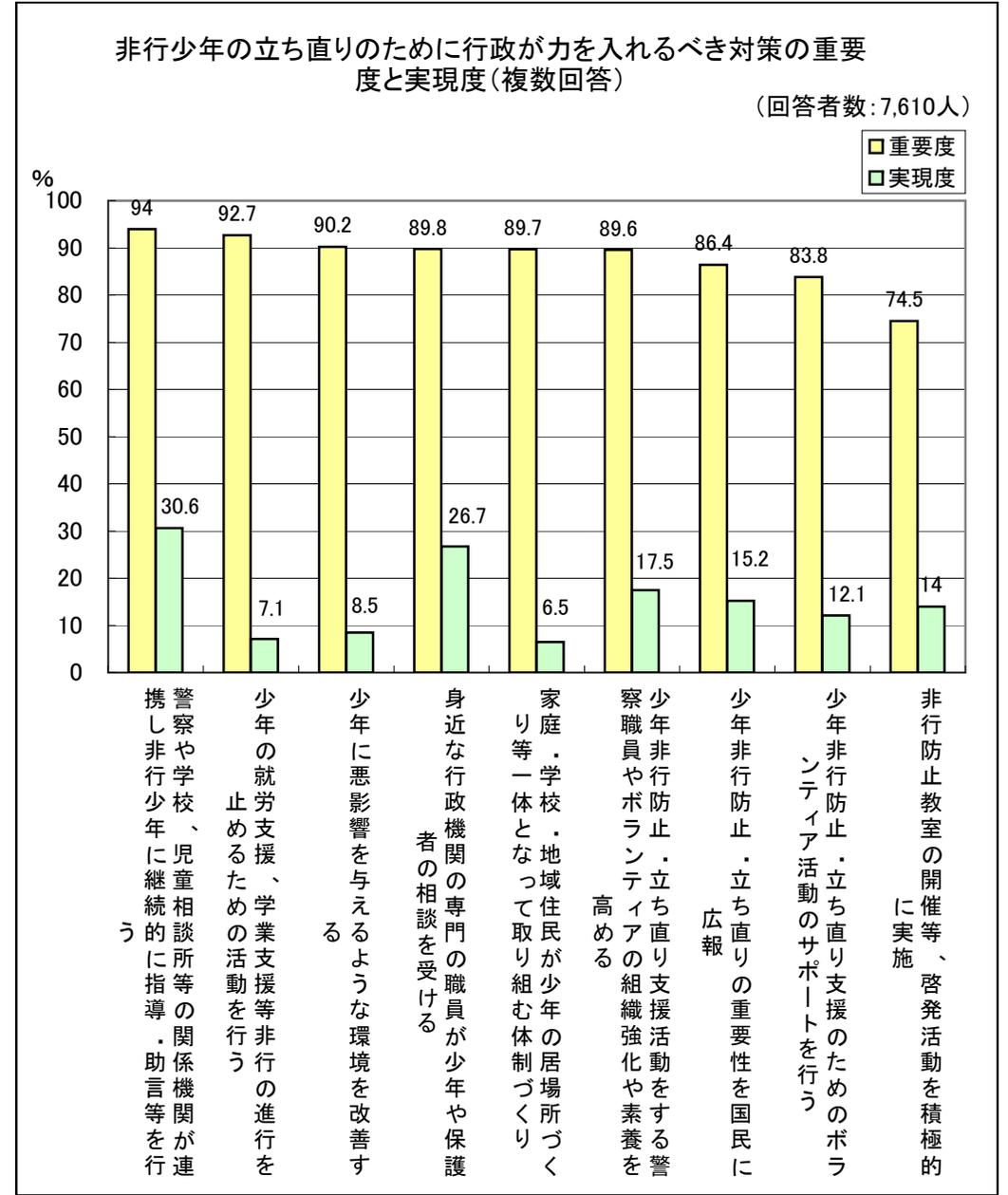
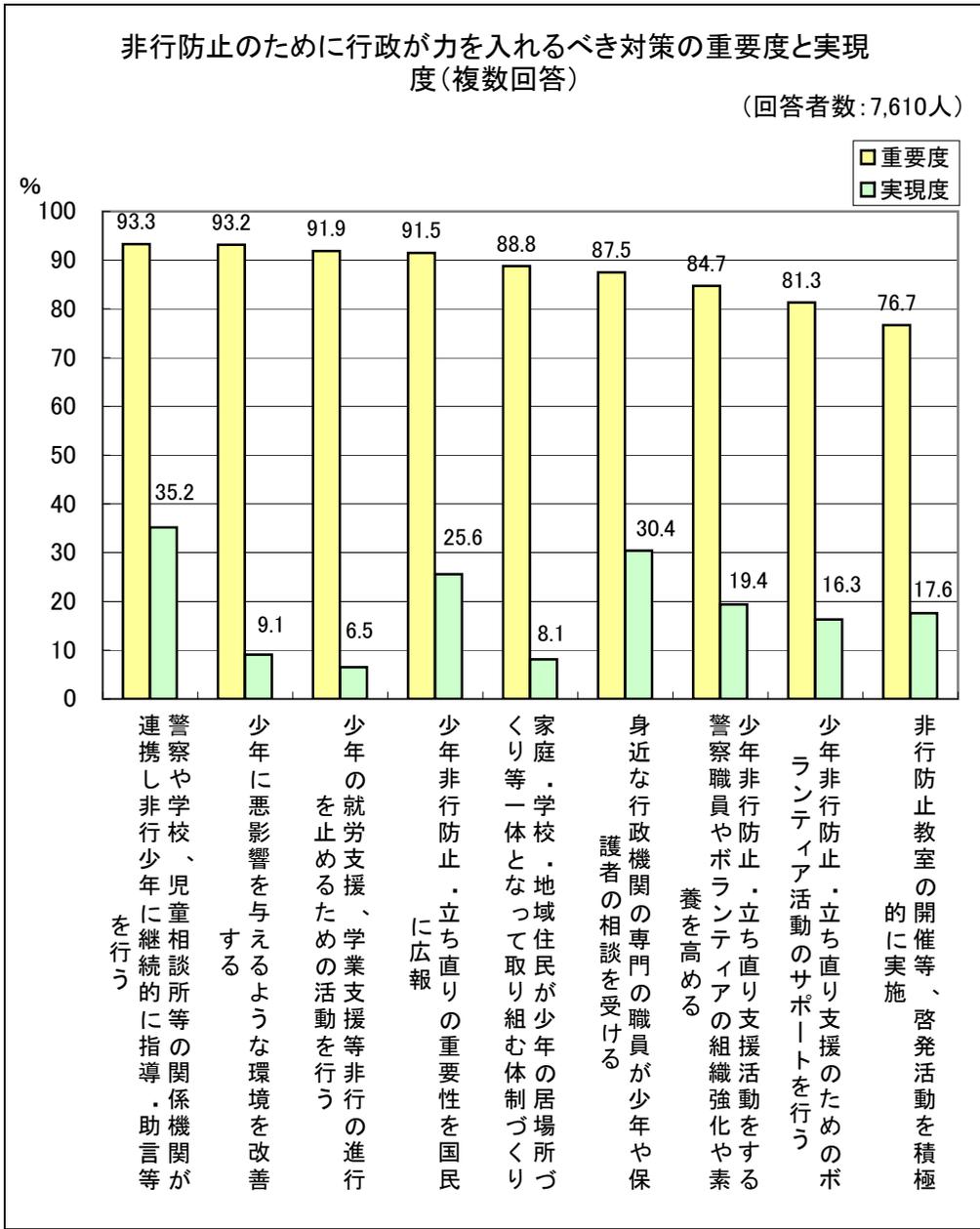
(注)33.3%以上の回答のみ抜粋

8 非行少年を立ち直らせるために必要なこと



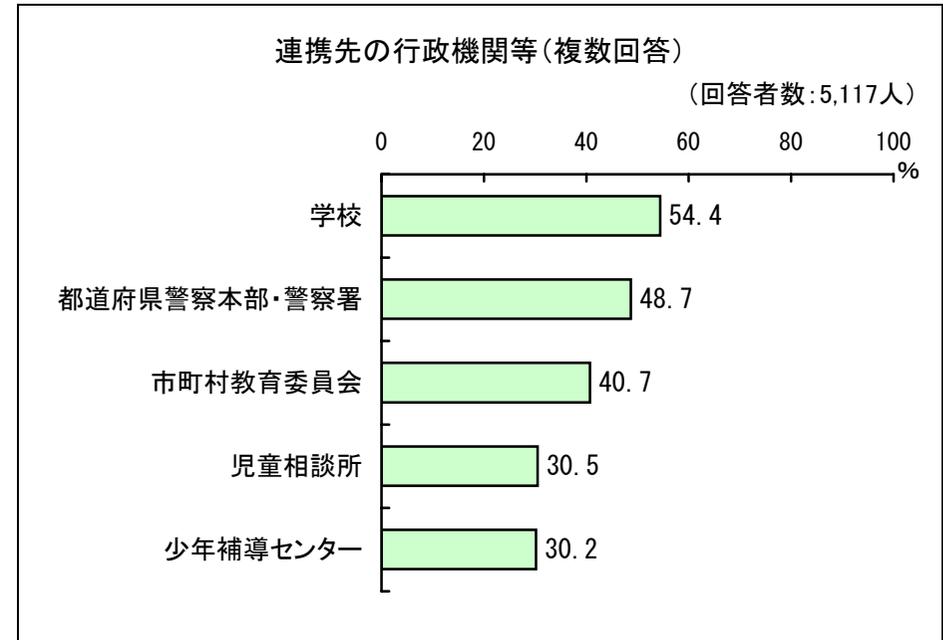
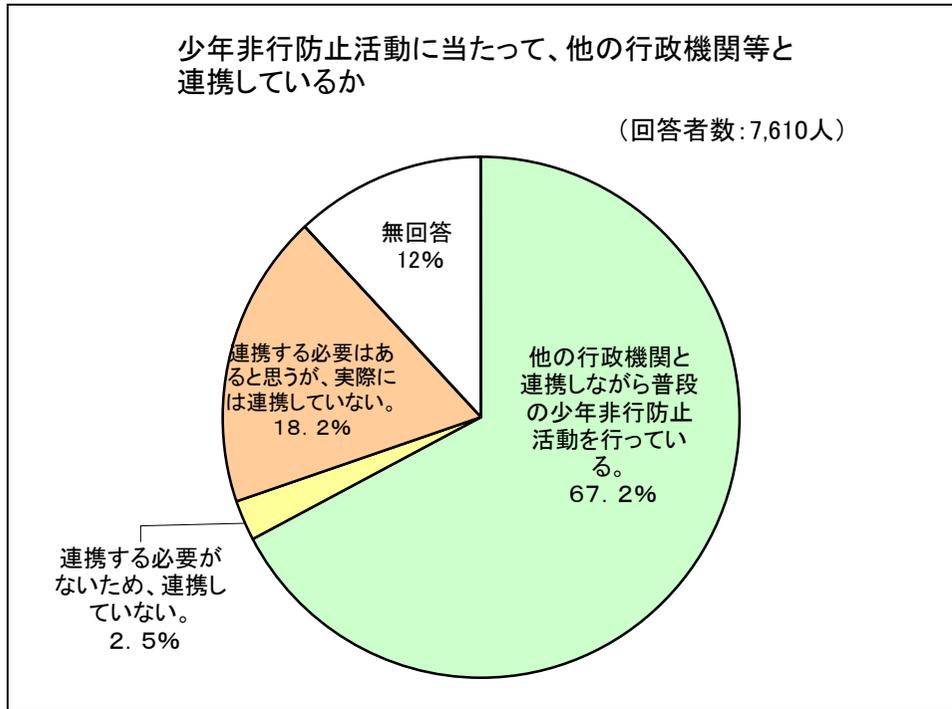
(注)33.3%以上の回答のみ抜粋

9 非行防止・非行少年の立ち直りのために行政が力を入れるべき対策の重要度と実現度



(注) 1 「重要度」は、この対策が「大変重要である」または「やや重要である」と回答した者の合計である。
 2 「実現度」は、この対策が「よく出来ている」または「大体出来ている」と回答した者の合計である。

10 ふだんの非行防止活動にあたって他の行政機関等との連携有無、連絡先、接触頻度



(注) 接触頻度の高い行政機関等の上位5位を抜粋

ふだんの少年非行防止活動を行うにあたって、連携している他の行政機関等との接触頻度

(単位: %)

他の行政機関等	毎日一回は必ず(ほぼ毎日)	毎週一回は必ず(ほぼ毎週)	毎月一回は必ず(ほぼ毎月)	毎年定期的に	無回答
学校	13.8	12.1	26.5	43.1	4.5
都道府県警察本部・警察署	4.9	9.9	29.6	53	2.5
市町村教育委員会	7.7	7.4	29.2	52.5	3.2
児童相談所	3.9	7.9	25.8	57	5.4
少年補導センター	7.3	8.8	35.6	46.6	1.6

(注) 1 接触頻度の高い行政機関等の上位5位を抜粋

2 「無回答」とあるのは、接触している行政機関等名の回答はあったが、頻度についての回答がなかったもの。

6施策群ごとの分析結果

1 薬物乱用防止対策

① 全国データ

(単位:人)

指標	平成12年		平成16年		増減率(b/a) と増減傾向	
	人員数	人口比 a	人員数	人口比 b		
(基本指標) 薬物事犯の検挙・補導人員 (特別法+触法)	5,607	0.744	3,313	0.486	65%	↘

(注)1 警察庁データに基づき当省が作成した。

2 「人口比」は、毎年10月1日現在の「推計人口」(総務省統計局)を基に、特別法犯少年については、15歳~19歳の人口1,000人当たりで、触法少年については、14歳以下人口1,000人当たりで算定している(以下、特に注釈がない場合は同じ扱い。)

② 評価対象都道府県データ

(単位:人)

評価対象都道府県 (26)	平成12年		平成16年		増減率(b/a) と増減傾向	
	人員数	人口比 a	人員数	人口比 b		
北海道	155	0.45	110	0.39	85.6%	↘
宮城県	89	0.53	70	0.52	98.5%	↘
岩手県	14	0.17	4	0.05	31.2%	↘
山形県	29	0.41	11	0.16	40.2%	↘
埼玉県	149	0.36	51	0.14	38.6%	↘
茨城県	102	0.55	34	0.22	39.7%	↘
千葉県	65	0.18	21	0.07	36.1%	↘
東京都	362	0.57	158	0.24	41.6%	↘
新潟県	9	0.06	9	0.07	107.2%	↗
山梨県	33	0.63	23	0.50	78.8%	↘
愛知県	237	0.57	172	0.46	80.9%	↘
石川県	9	0.13	2	0.03	24.7%	↘
三重県	118	1.10	59	0.60	54.5%	↘
大阪府	489	0.97	374	0.81	83.7%	↘
福井県	14	0.30	4	0.09	29.2%	↘
京都府	90	0.55	52	0.37	66.5%	↘
奈良県	153	1.65	68	0.96	58.0%	↘
和歌山県	104	1.70	18	0.35	20.3%	↘
広島県	143	0.84	45	0.29	34.2%	↘
鳥取県	10	0.27	1	0.03	10.9%	↘
香川県	44	0.74	5	0.09	12.8%	↘
徳島県	10	0.21	1	0.02	10.9%	↘
福岡県	618	1.84	667	2.40	130.6%	↗
大分県	56	0.78	28	0.42	54.5%	↘
宮崎県	51	0.70	14	0.21	30.4%	↘
沖縄県	34	0.34	12	0.13	39.1%	↘

(注)警察庁データに基づき当省が作成した。

③ 学職別データ

(単位:人)

学職		平成12年		平成16年			増減率(b/a)と増減傾向	
		人員数	人口比 a	人員数	人口比 b	構成比		
薬物事犯	総数	5,607	0.744	3,313	0.486	100.0%	65.4%	↘
	未就学	0	0	0	0	0	—	—
	小学生	0	0	3	0.0002	0.0%	皆増	↗
	中学生	637	0.080	372	0.051	10.5%	63.8%	↘
	高校生	895	0.120	487	0.072	14.8%	60.0%	↘
	大学生・専修学校生等	144	0.019	108	0.016	3.3%	84.2%	↘
	有職少年	1,562	0.209	930	0.138	28.4%	66.0%	↘
	無職少年	2,369	0.316	1,413	0.209	43.0%	66.1%	↘

(注)警察庁データに基づき当省が作成した。

④ 法令別データ

(単位:人)

法令		平成12年		平成16年			増減率(b/a)と増減傾向	
		人員数	人口比 a	人員数	人口比 b	構成比		
薬物事犯	総数	5,607	0.744	3,313	0.486	100.0%	65.4%	↘
	覚せい剤取締法違反	1,139	0.152	390	0.057	11.7%	37.5%	↘
	大麻取締法違反	102	0.014	221	0.033	6.8%	235.7%	↗
	麻薬及び向精神薬取締法違反	7	0.001	80	0.012	2.5%	1200.0%	↗
	うちMDMA等錠剤型合成麻薬	4	0.0005	67	0.010	(2.1%)	2000%	↗
	毒物及び劇物取締法違反	4,359	0.577	2,622	0.384	79.0%	66.6%	↘
	うちシンナー	3,478	0.460	2,245	0.328	(67.5%)	71%	↘

(注)警察庁データに基づき当省が作成した。

⑤ 当省のアンケート調査結果

Q 実際には増えている少年の問題行動としてはどのようなものが多いと考えるか (複数回答)
・「覚せい剤や合成麻薬、シンナー等の薬物等の乱用」の回答構成比は、27.4% → 必ずしも低いとは言えず、実務者に問題意識があることがうかがえる。

<参考> 内閣府「薬物乱用対策に関する世論調査」H18年1月調査

Q 青少年の薬物乱用増加の原因や理由はどこにあると思うか (複数回答、以下は上位3項目)	回答構成比
・インターネットや携帯電話による密売により青少年でも入手しやすくなっている	72%
・繁華街などで薬物が密売されるなど青少年でも薬物を入手しやすくなっている	69%
・薬物乱用の恐ろしさについて青少年の認識が不足している	54%
Q 青少年を薬物から守る対策として、どのようなことが有効だと思うか (同上)	回答構成比
・学校での薬物乱用防止教育を強化する	63%
・暴力団や不良外国人などの密売人の取締りを強化する	60%
・インターネットや携帯電話を利用した密売の取締りを強化する	59%

⑥ 分析結果

ア 効果の発現状況

- 薬物事犯の検挙・補導人員(人口比)を基本指標として平成12年と16年の変動をみると、
 - ・全国データでは、平12年 0.744人→16年 0.486人 (▲35%)
 - ・評価対象都道府県データでは、26都道府県中24都道府県(92%)で減少

→ 全体としては一定の効果が発現しているものとみられるが、学職別、法令(薬物)別にみると課題がある。

イ 効果発現の要因

「薬物乱用新5か年戦略(平成15年7月薬物乱用対策推進本部決定)」において、「青少年による薬物乱用の根絶を目指す」ことが具体的目標の一つとして定められ、目標に係る指標(検挙人員、意識調査の結果等)を設定。毎年度のフォローアップで、施策の実施状況及び効果、今後必要な取組について整理されるなど、関係省庁が共通の目標、認識の下で各種施策を実施

→ これらの総合的な取組が効果発現の一要因と考えられる

(参考)

- 平成12年度に実施された「薬物に対する意識等調査(文部科学省)」における薬物乱用に対する考え方についての設問では、いずれの学校種(小・中・高)、学年の男女とも「どのような理由であれ、絶対に使うべきではないし、許されることではない」と回答した者の比率が最も高く、平成9年度の調査と比較すると、特に高校生においてその比率が高まっている。

Q 薬物を使うことについてどのように考えますか

(単位:%)

回答	年次	男子			女子		
		高1	高2	高3	高1	高2	高3
どのような理由であれ、絶対に使うべきではないし、許されることではない	平9	73.8	69.4	68.6	83.5	80.5	81.4
	平12	79.4	76.9	74.5	86.9	85.6	87.2
	増減ポイント	5.6増	7.5増	5.9増	3.4増	5.1増	5.8増

(注) 文部科学省の「薬物に対する意識等調査報告書(平成14年3月)」に基づき当省が作成した。

- また、平成17年度に実施された「万引に関する全国青少年意識調査(特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構)」における麻薬や違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)に対する意識についての設問に対しても、「絶対にやってはいけないこと」と回答した者の割合が、中学全体で95.8%、高校全体で95.5%といずれも9割を超えている。
- 「薬物乱用新5か年戦略」は、「青少年対策」、「密売対策」、「水際対策・国際協力」、「再乱用防止対策」の4つの目標を掲げた総合的な戦略であり、薬物密売組織の壊滅に向けた徹底取締りや密輸取締体制等の強化などが盛り込まれている。

関連データ

	H12	H16	H16/H12比
覚せい剤の押収量(単位:Kg)	1,027	406	39.5%
	H12	H16	H16/H12比
薬物密輸入事犯の検挙件数	265	353	133.2%
薬物密輸入事犯の検挙人員	304	404	132.9%

(注) 1 警察庁の「平成16年中における薬物・銃器情勢」に基づき当省が作成した。

2 薬物密輸入事犯の検挙件数・人員の値は、覚せい剤事犯、麻薬及び向精神薬事犯、あへん事犯、大麻事犯の密輸入の合計である。

ウ 更に効果を発現するための主な課題

- ・ 学職別に指標をみた場合、有職少年と無職少年の割合が71.4%と高水準
- ・ 「薬物乱用防止新5か年戦略」においても、「有職・無職少年に対する教育・啓発機会の確保」を重要な活動と位置付け
(厚労省では、勤労青少年ホーム等への啓発、街頭キャンペーン、各種媒体(TV、ラジオ、スタジアムの大型スクリーン等)を活用した広報活動等を実施。また、警察庁では、駅前や繁華街、イベント会場での啓発活動を実施)

→ 有職・無職少年の薬物乱用防止

- ・ 法令別に指標をみた場合、
覚せい剤取締法違反及び毒物及び劇物取締法違反の検挙・補導人員数はともに減少している一方で、
 - ・ 大麻取締法違反の検挙・補導人員は、平成16年は12年の約 2.4倍と増加傾向
 - ・ 麻薬及び向精神薬取締法違反の検挙・補導人員は、平成16年は12年の12倍と急激に増加
- ・ 「薬物乱用防止新5か年戦略」においても、「大麻、MDMA等新たな薬物乱用の拡大も懸念」と指摘
(警察庁では、少年に対するMDMA等錠剤型合成麻薬の乱用防止対策の推進に関する通達を平成15年度に発出し、学校等との連携を強化。また、厚労省では、平成17年度に、大麻やMDMA等合成麻薬に特化した啓発リーフレットを中・高校生へ配布。)
- ・ 薬物事犯全体(成人含む)の動向
覚せい剤事犯は検挙人員が減少しているものの、大麻事犯及びMDMA等錠剤型合成麻薬事犯は検挙人員が過去最高。特に20歳代を中心とした若年層の乱用が拡大
(参考:警察庁「平成16年中における薬物・銃器情勢」)
- ・ 新たな薬物に対する対応
化学的構造はよく似ているが麻薬には指定されていない薬物を意図的に作り出し、麻薬的に使用される違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)が社会問題化。法的には麻薬ではないが危険性は麻薬に準じるものとされ、健康被害や死亡例の報告あり、対策の必要性が指摘
平成14年、青少年の間での乱用が問題となっていた「マジックマッシュルーム」を「麻薬及び向精神薬取締法」に規定する麻薬原科植物として指定

→ 増加傾向にある大麻等の乱用防止

2 いじめ防止対策

① 全国データ

(単位:人、件)

指標	平成12年		平成16年		増減率(b/a)と増減傾向	
	人員数 発生件数	児童生徒数比 a	人員数 発生件数	児童生徒数比 b		
(基本指標) いじめに起因する事件の 検挙・補導人員	450	0.029	316	0.022	76%	↓
(基本指標) いじめの発生件数(公立校) ※児童生徒数比は、公立学校児童生徒数 (小中高の合計)で算出	30,918	2.2 ※	21,671	1.6 ※	73%	↓

(注) 1 警察庁データ及び文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に基づき当省が作成した。

2 「児童生徒数比」は、文部科学省「学校基本調査」に基づき、小学生、中学生、高校生(定時制含む)の合計数の1,000人当たりで算定している(以下、特に注釈がない場合は同じ扱い。)

② 評価対象都道府県データ

(単位:人、件)

評価対象都道府県 (26)	平成12年		平成16年		増減率(b/a)と増減傾向		
	人員数	児童生徒数比 a	人員数	児童生徒数比 b			
いじめに起因する事件の 検挙・補導人員	北海道	24	0.03	13	0.02	60.2%	↓
	宮城県	0	0	2	0.01	皆増	↗
	岩手県	2	0.01	0	0	皆減	↓
	山形県	0	0	0	0	皆減	↓
	埼玉県	60	0.07	20	0.03	34.9%	↓
	茨城県	0	0	0	0	皆減	↓
	千葉県	7	0.01	17	0.03	257.6%	↗
	東京都	31	0.03	44	0.04	146.9%	↗
	新潟県	0	0	1	0.003	皆増	↗
	山梨県	0	0	0	0	皆減	↓
	愛知県	26	0.03	0	0	皆減	↓
	石川県	14	0.09	1	0.007	7.7%	↓
	三重県	19	0.08	8	0.04	45.2%	↓
	大阪府	120	0.12	98	0.10	85.3%	↓
	福井県	4	0.04	0	0	皆減	↓
	京都府	13	0.04	2	0.01	16.4%	↓
	奈良県	5	0.03	7	0.04	151.4%	↗
	和歌山県	0	0	3	0.02	皆増	↗
	広島県	19	0.05	16	0.05	91.2%	↓
	鳥取県	0	0	0	0	皆減	↓
	香川県	1	0.01	0	0	皆減	↓
	徳島県	13	0.12	3	0.03	25.8%	↓
	福岡県	3	0.005	5	0.01	181.4%	↗
	大分県	8	0.050	7	0.048	96.5%	↓
	宮崎県	0	0	0	0	皆減	↓
	沖縄県	0	0	0	0	皆減	↓

評価対象都道府県 (26)		平成12年		平成16年		増減率(b/a) と増減傾向	
		発生件数	児童生徒数比 a	発生件数	児童生徒数比 b		
いじめの発生件数	北海道	1,362	2.1	998	1.7	81.0%	↘
	宮城県	500	1.8	551	2.1	116.7%	↗
	岩手県	159	0.9	69	0.4	44.4%	↘
	山形県	192	1.3	121	0.9	69.2%	↘
	埼玉県	1,566	2.1	1,160	1.6	76.2%	↘
	茨城県	1,351	3.7	848	2.5	67.6%	↘
	千葉県	2,693	4.3	1,933	3.2	74.4%	↘
	東京都	1,889	2.0	948	1.0	50.0%	↘
	新潟県	633	2.1	585	2.1	100.0%	→
	山梨県	188	1.7	101	1.0	58.8%	↘
	愛知県	3,163	4.0	2,330	3.1	77.5%	↘
	石川県	270	1.9	149	1.2	63.2%	↘
	三重県	693	3.1	304	1.5	48.4%	↘
	大阪府	1,145	1.3	1,300	1.5	115.4%	↗
	福井県	244	2.4	148	1.5	62.5%	↘
	京都府	176	0.7	117	0.5	71.4%	↘
	奈良県	371	2.3	275	1.8	78.3%	↘
	和歌山県	131	1.0	108	0.9	90.0%	↘
	広島県	697	2.2	352	1.2	54.5%	↘
	鳥取県	73	0.9	57	0.8	88.9%	↘
	香川県	186	1.6	207	1.9	118.8%	↗
	徳島県	204	2.0	159	1.8	90.0%	↘
	福岡県	353	0.6	226	0.4	66.7%	↘
	大分県	282	1.90	255	1.90	100.0%	→
宮崎県	79	0.50	33	0.20	40.0%	↘	
沖縄県	266	1.20	320	1.60	133.3%	↗	

(注) 警察庁データ及び文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に基づき当省が作成した。

③ 小中高生別データ

(単位:人、件)

区分		平成12年		平成16年			増減率(b/a) と増減傾向	
		人員数 発生件数	児童生徒数比 a	人員数 発生件数	児童生徒数比 b	構成比		
・いじめ 補導 人 検挙	総数	450	0.108	316	0.081	100.0%		
	小学生	7	0.001	34	0.005	6.2%	500.0%	↗
	中学生	341	0.083	217	0.059	72.8%	71.1%	↘
	高校生	102	0.024	65	0.017	21.0%	70.8%	↘
いじめ 発生 件数	総数	30,918	7.10	21,671	5.69	100.0%		
	小学生(公立)	9,114	1.26	5,551	0.78	13.7%	61.9%	↘
	うち6年生	2,652	2.07	1,798	1.52	—	73.4%	↘
	中学生(公立)	19,371	5.05	13,915	4.10	72.1%	81.2%	↘
	うち1年生	8,584	6.94	6,587	5.87	—	84.6%	↘
高校生(公立)	2,327	0.79	2,121	0.81	14.2%	102.5%	↗	

(注) 1 警察庁データ及び文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に基づき当省が作成した。

2 「児童生徒数比」の小・中・高校生別は、それぞれ該当する小学生1,000人当たり、中学生1,000人当たり、高校生1,000人当たりで算定したものであり、総数は、小・中・高校生別の値の合計である。

④ 当省のアンケート調査結果

Q 実際に増えている少年の問題行動としてはどのようなものが多いと考えるか（複数回答）
・「いじめ」の回答構成比は、27.6% → 必ずしも低いとは言えず、実務者に問題意識があることがうかがえる。

Q 児童生徒の非行を防止するために、学校ではどのように対応するのがよいと思うか（複数回答、以下は上位5項目）	回答構成比
・児童生徒一人一人を理解するよう務める	67.7%
・家庭との連絡を密にする	66.4%
・ボランティアなどの社会奉仕体験活動や、自然体験活動、就業体験活動などを活発に行う	54.5%
・教員の生徒指導等に関する指導力の向上を図る	54.1%
・道徳教育など、心の教育の充実を図る	53.4%

⑤ 分析結果

ア 効果の発現状況

- ・ いじめに起因する事件の検挙・補導人員(人口比)を基本指標として平成12年と16年の変動をみると
 - ・ 全国データでは、平12年 0.029人→ 16年 0.022人 (▲24%)
 - ・ 評価対象都道府県データでは、26都道府県中19道府県(73%)で減少
 - ・ いじめの発生件数(人口比)を基本指標として平成12年と16年の変動をみると
 - ・ 全国データでは、平12年 2.2人→ 16年 1.6人 (▲27%)
 - ・ 評価対象都道府県データでは、26都道府県中20都道府県(77%)で減少
- 全体としては一定の効果が発現しているものとみられるが、小中高生別にみると課題がある。

イ 効果発現の要因

- ・ 公立中学校におけるスクールカウンセラーの配置校数の拡充(平成12年度2,250校→16年度8,500校)、各都道府県独自の相談員等の配置など相談体制の充実に向けた取組
 - ・ 各地域におけるいじめ・不登校に関する事例研究会、対策委員会の設置、問題校に対する生徒指導相談員の配置など教育委員会、学校の組織的な対策
 - ・ 体験活動や交流活動、いじめ等の問題の解決方法を話し合う機会など各地域における児童生徒に対する様々な取組
- これらの総合的な取組が効果発現の一要因と考えられる

ウ 更に効果を発現するための主な課題

- ・ いじめに起因する事件の検挙・補導人員を小中高生別にみた場合、中学生の割合が72.8%と高水準
- ・ いじめの発生件数(公立校)を小中高生別にみた場合、中学生の割合が72.1%であり、特に、小学6年生1,798件→中学1年生6,587件(約3.7倍)と中学1年生で急増。中学1年生をピークに中学2年生(5,062件)、中学3年生(2,266件)では減少
- ・ いじめに起因する事件の検挙・補導人員の単年度ごとの推移を見ると、平成14年以降は増加。(平14年 225人、15年 229人、16年 316人、17年 326人)
特に平成16年と17年を比較すると、小学生及び高校生は減少する一方、中学生は増加。(平16年 中学生 217人→ 17年 中学生 240人(10.6%増))
(参考:警察庁「少年非行等の概要(平成17年1～12月)」)

→ 中学生、特に中1になる段階におけるいじめ防止

3 初発型非行に関する対策

① 全国データ

(単位:人)

指標	平成12年		平成16年		増減率(b/a) と増減傾向	
	人員数	人口比 a	人員数	人口比 b		
(基本指標) 初発型非行少年の検 挙・補導人員	106,657	13.05	115,023	15.65	119.9%	↗

(注)1 警察庁データに基づき当省が作成した。

2 「人口比」は、毎年10月1日現在の「推計人口」(総務省統計局)を基に、
刑法犯少年については、15歳～19歳の人口1,000人当たりで、触法少年に
ついては、14歳以下人口1,000人当たりで算定している(以下、特に注釈
がない場合は同じ扱い。)

② 評価対象都道府県データ

(単位:人)

評価対象都道府県 (26)	平成12年		平成16年		増減率(b/a) と増減傾向		
	人員数	人口比 a	人員数	人口比 b			
初 発 型 非 行 少 年 の 検 挙 ・ 補 導 人 員	北海道	3,013	7.73	4,713	15.47	200.1%	↗
	岩手県	838	8.83	892	10.53	119.3%	↗
	宮城県	2,512	13.81	2,102	14.54	105.3%	↗
	山形県	1,093	14.11	687	9.42	66.8%	↘
	茨城県	1,590	8.03	2,178	13.33	166.1%	↗
	埼玉県	5,106	11.56	6,451	16.45	142.3%	↗
	千葉県	3,827	10.34	6,106	18.88	182.6%	↗
	東京都	10,604	16.05	11,003	15.84	98.7%	↘
	新潟県	1,982	12.46	1,713	12.65	101.5%	↗
	山梨県	454	8.11	511	9.70	119.6%	↗
	石川県	814	11.04	891	12.81	116.1%	↗
	福井県	866	16.88	633	12.55	74.4%	↘
	愛知県	4,100	9.36	4,948	12.23	130.7%	↗
	三重県	1,162	9.75	1,503	14.42	147.9%	↗
	京都府	2,692	15.29	2,742	18.08	118.3%	↗
	大阪府	9,826	17.54	8,529	16.66	95.0%	↘
	奈良県	883	9.02	838	10.93	121.3%	↗
	和歌山県	741	10.78	1,007	18.08	167.7%	↗
	鳥取県	717	17.12	655	17.29	101.0%	↗
	広島県	3,350	18.16	2,685	15.71	86.5%	↘
	徳島県	799	14.47	639	13.03	90.0%	↘
	香川県	1,203	17.03	1,333	22.06	129.5%	↗
	福岡県	5,515	15.23	8,469	27.68	181.7%	↗
	大分県	1,046	13.52	1,338	19.15	141.6%	↗
	宮崎県	774	9.55	889	13.06	136.8%	↗
	沖縄県	359	3.41	912	8.22	241.2%	↗

(注)警察庁データに基づき当省が作成した。

③ 学職別データ

(単位:人)

学職	平成12年		平成16年		増減率(b/a) と増減傾向		人口比(b) 総数に占 める割合	
	人員数	人口比 a	人員数	人口比 b				
初発型 非行少年 の検挙・ 補導人員	総数	106,657	13.06	115,023	15.65	119.9%	↗	100.0%
	未就学	2	0.00	5	0.00	0.0%	↗	0.0%
	小学生	3,000	0.16	3,560	0.20	127.5%	↗	1.3%
	中学生	39,118	4.28	38,113	4.60	107.5%	↗	29.4%
	高校生	43,639	5.83	47,691	7.05	120.9%	↗	45.0%
	大学生・専修学校生等	6,938	0.93	9,061	1.34	144.0%	↗	8.6%
	有職少年	5,164	0.69	6,346	0.94	135.9%	↗	6.0%
	無職少年	8,796	1.17	10,247	1.52	129.9%	↗	9.7%

(注)警察庁データに基づき当省が作成した。

④ 罪種別データ

(単位:人)

罪種	平成12年		平成16年		増減率(b/a) と増減傾向		人口比(b) 総数に占 める割合	
	人員数	人口比 a	人員数	人口比 b				
初発型 非行少年 の検挙・ 補導人員	総数	106,657	13.06	115,023	15.65	119.9%	↗	100.0%
	万引き	45,762	5.40	47,218	6.22	115.2%	↗	39.7%
	オートバイ盗	16,712	2.08	9,784	1.35	64.9%	↘	8.7%
	自転車盗	14,786	1.83	17,643	2.40	131.1%	↗	15.3%
	放置自転車盗等	29,397	3.74	40,378	5.68	151.9%	↗	36.3%

(注)警察庁データに基づき当省が作成した。

⑤ 分析結果

ア 効果の発現状況

初発型非行少年の検挙・補導人員(人口比)を指標として平成12年と16年の変動をみると、

- ・ 全国データでは、平12年 13.06人→16年 15.65人(20%増)
- ・ 評価対象都道府県データでは、26都道府県中20道府県(77%)で増加。残る6都府県では減少(山形県▲33.2%、東京都▲1.3%、福井県▲25.6%、大阪府▲5.0%、広島県▲13.5%、徳島県▲10.0%)

→ 地域によっては効果を発現しつつあるところもみられるが、全体としては効果を発現しているものとはみられない。

イ 効果を発現するための主な課題

- ・ 学職別の検挙・補導人員でみると、中学生と高校生の割合が全体の74%と高水準

→ 中学生と高校生の規範意識の向上などによる初発型非行の防止

- ・ 罪種別の検挙・補導人員でみると、万引きと放置自転車盗等の割合が全体の76%と高水準
- ・ 平成17年度に全国の主要な小売業・サービス企業を対象に実施された全国万引実態調査(財団法人 社会安全研究財団)の結果をみると、最近の万引きの原因として、「店舗の大型化による従業者1人当たりの守備範囲の拡大」と回答した企業が52%、「従業者の防犯意識の低下」と回答した企業が30%と、店舗側の防犯対策が十分とれていない状況あり

→ 万引き等をさせにくい環境づくり

ウ 効果を発現するための主な課題に対する方策

- ・ 局所調査結果をみると、効果を発現しつつある地域では、規範意識を高めるため、非行防止教室について、受動的な「講話形式」から能動的な「考えさせる形式」に変更している例あり

→ 中学生と高校生の規範意識を高めるための施策を推進し、初発型非行を防止すること

- ・ 局所調査結果をみると、効果を発現しつつある地域では、県が、県警、教育委員会との連携の下、平成16年4月、少年犯罪防止緊急対策プロジェクトチームを立ち上げ、「1年間で少年犯罪を10%減少」という目標を設定し、万引防止の総合的な対策として万引きをさせにくい店舗づくりを事業者に要請している例あり

また、同県では、少年犯罪防止緊急対策プロジェクト事業について、平成17年4月、フォローアップを実施し、成果と課題を検証し今後の関係機関の取組に反映

→ 万引きをさせにくい店舗づくりの要請など、万引き等をさせにくいような環境づくりのための施策を推進すること

4 再非行(再犯)の防止対策

① 全国データ

(単位:人)

指標	平成12年		平成16年		増減率(b/a) と増減傾向	
	人員数	人口比 a	人員数	人口比 b		
(基本指標) 再犯者(刑法犯+触法)	37,274	4.79	40,189	5.73	119.7%	↗
(サブ指標) 刑法犯少年+触法少年 (刑法)の再犯者率	24.4%		25.9%		1.5%	↗

(注)1 警察庁データに基づき当省が作成した。

2 「人口比」は、毎年10月1日現在の「推計人口」(総務省統計局)を基に、刑法犯少年については、15歳~19歳の人口1,000人当たりで、触法少年については、14歳以下人口1,000人当たりで算定している(以下、特に注釈がない場合は同じ扱い。)

3 「再犯者率」とは、毎年の再犯者総数が、刑法犯少年と触法少年(刑法)の総数に占める割合である。

② 評価対象都道府県データ

(単位:人)

評価対象都道府県 (26)	平成12年		平成16年		増減率(b/a) と増減傾向		
	人員数	人口比 a	人員数	人口比 b			
再犯者	北海道	815	2.35	1,220	4.23	180.0%	↗
	岩手県	212	2.29	318	3.94	171.8%	↗
	宮城県	784	4.47	794	5.66	126.7%	↗
	山形県	240	3.30	182	2.69	81.5%	↘
	茨城県	541	2.89	732	4.68	162.0%	↗
	埼玉県	1,663	3.86	2,245	5.93	153.9%	↗
	千葉県	1,234	3.42	1,795	5.65	165.3%	↗
	東京都	3,015	4.69	3,108	4.61	98.2%	↘
	新潟県	608	4.14	553	4.29	103.6%	↗
	山梨県	165	3.09	174	3.54	114.7%	↗
	石川県	204	2.90	267	4.20	144.8%	↗
	福井県	181	3.72	179	3.74	100.8%	↗
	愛知県	1,668	3.88	2,035	5.22	134.7%	↗
	三重県	385	3.39	604	5.98	176.1%	↗
	京都府	1,229	7.19	1,066	7.31	101.7%	↗
	大阪府	4,308	8.01	3,495	7.25	90.5%	↘
	奈良県	398	4.30	369	5.17	120.4%	↗
	和歌山県	287	4.46	354	6.72	150.6%	↗
	鳥取県	266	6.99	221	6.31	90.2%	↘
	広島県	1,415	8.05	1,027	6.60	82.0%	↘
徳島県	255	4.66	276	5.75	123.3%	↗	
香川県	419	6.74	475	8.45	125.3%	↗	
福岡県	2,440	7.22	2,917	10.29	142.5%	↗	
大分県	363	5.00	383	5.77	115.3%	↗	
宮崎県	219	2.96	259	3.91	132.3%	↗	
沖縄県	290	2.69	450	4.64	172.6%	↗	
(サブ)再犯者率	北海道	18.6%		21.1%		2.4%	↗
	岩手県	19.8%		28.2%		8.3%	↗
	宮城県	25.5%		31.3%		5.8%	↗
	山形県	17.1%		22.3%		5.2%	↗
	茨城県	23.5%		26.6%		3.0%	↗
	埼玉県	24.1%		28.1%		4.0%	↗
	千葉県	23.3%		24.5%		1.2%	↗
	東京都	22.5%		23.2%		0.7%	↗
	新潟県	23.8%		25.6%		1.7%	↗
	山梨県	24.5%		27.6%		3.2%	↗
	石川県	18.2%		26.1%		7.9%	↗
	福井県	18.7%		24.6%		5.9%	↗
	愛知県	27.0%		31.2%		4.2%	↗
	三重県	25.4%		31.2%		5.7%	↗
	京都府	34.4%		30.8%		-3.6%	↘
	大阪府	32.6%		32.9%		0.3%	↗
	奈良県	32.3%		32.7%		0.4%	↗
	和歌山県	28.9%		27.5%		-1.4%	↘
	鳥取県	29.5%		26.4%		-3.1%	↘
	広島県	30.9%		31.4%		0.5%	↗
徳島県	22.7%		31.1%		8.3%	↗	
香川県	30.6%		31.5%		0.9%	↗	
福岡県	34.0%		30.9%		-3.1%	↘	
大分県	25.9%		24.7%		-1.2%	↘	
宮崎県	20.6%		22.6%		2.1%	↗	
沖縄県	25.8%		31.1%		5.3%	↗	

(注)警察庁データに基づき当省が作成した。

③ 罪種別データ

(単位:人)

罪種	平成12年		平成16年		増減率(b/a)と増減傾向		
	人員数	人口比 a	人員数	人口比 b			
再犯者	総数	37,274	4.79	40,189	5.73	119.7%	↗
	凶悪犯	1,180	0.16	969	0.14	90.5%	↘
	粗暴犯	9,353	1.21	6,288	0.90	74.4%	↘
	窃盗犯	20,107	2.56	22,881	3.25	126.6%	↗
	占有離脱物横領犯	4,224	0.56	6,607	0.98	173.2%	↗

(注)1 占有離脱物横領犯は、刑法犯少年のみのデータであり、残る罪種は、刑法犯少年と触法少年(刑法)を合計したもの。

2 警察庁データに基づき当省が作成した。

④ 平成16年 少年保護事件の終局決定別既済人員(全家庭裁判所)

(単位:人)

非行	終局決定									
	総数	検察官へ送致	保護処分			知事又は児童相談所長へ送致	不処分	審判不開始	移送・回付	従たる事件
			少年院へ送致	保護観察	児童自立支援施設等					
刑法犯総数	71,440	717	4,173	15,072	217	137	12,338	38,786	—	—
構成比	100.0%	1.0%	5.8%	21.1%	0.3%	0.2%	17.3%	54.3%	—	—

(注)1 最高裁判所「司法統計」に基づき当省が作成した。

2 簡易送致事件、移送・回付で終局した事件、併合審理され、既済事件として集計しなかったものについては除かれている。

⑤ 前回処分別データ

ア 平成16年 罪種別の刑法犯少年の前回処分状況

(単位:人)

前回処分		罪種		再犯者							
		総数		凶悪犯		粗暴犯		窃盗犯		占有離脱物横領犯	
		検挙人数	構成比	検挙人数	構成比	検挙人数	構成比	検挙人数	構成比	検挙人数	構成比
総数		37,866	100.0%	944	100.0%	5,986	100.0%	21,370	100.0%	6,607	100.0%
未決	保釈中・拘留停止中	72	0.2%	1	0.1%	3	0.1%	52	0.2%	10	0.2%
	その他	2,890	7.6%	78	8.3%	548	9.2%	1,678	7.9%	346	5.2%
	執行終了										
既決	執行終了										
	懲役禁錮	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
	保護観察	3,458	9.1%	153	16.2%	779	13.0%	1,860	8.7%	335	5.1%
	その他	1,132	3.0%	75	7.9%	264	4.4%	621	2.9%	64	1.0%
	仮出獄	2	0.0%	0	0.0%	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
	各種少年院仮退院中	265	0.7%	10	1.1%	72	1.2%	150	0.7%	14	0.2%
	保護観察中	3,114	8.2%	102	10.8%	698	11.7%	1,716	8.0%	311	4.7%
その他	児童施設・養護施設収容中	108	0.3%	2	0.2%	21	0.4%	76	0.4%	4	0.1%
	その他	838	2.2%	26	2.8%	137	2.3%	494	2.3%	119	1.8%
	審判不開始	15,207	40.2%	238	25.2%	1,734	29.0%	8,551	40.0%	3,648	55.2%
	不処分	4,534	12.0%	98	10.4%	761	12.7%	2,536	11.9%	741	11.2%
その他	児童相談所等通告	843	2.2%	24	2.5%	180	3.0%	456	2.1%	109	1.6%
	警察限り	1,687	4.5%	18	1.9%	222	3.7%	1,054	4.9%	283	4.3%
	その他	3,715	9.8%	119	12.6%	566	9.5%	2,124	9.9%	623	9.4%

(注)1 警察庁「犯罪統計書」に基づき当省が作成した。

2 未決欄の「その他」とは、試験観察中等を意味する。試験観察とは、中間的な処分として、少年を相当期間家庭裁判所調査官の観察に付し、どのような終局処分が少年にとってふさわしいかを判断するもの。

3 執行終了欄の「その他」とは、少年院退院、児童自立支援施設等退院等を意味する。

4 執行中欄の「その他」とは、執行停止中等を意味する。

イ 刑法犯少年の前回処分状況

(単位:人)

前回処分		平成12年		平成16年		増減率(b/a) と増減傾向		
		検挙人数	人口比 a	検挙人数	人口比 b			
総数		34,908	4.66	37,866	5.60	120.1%	↗	
未決	保釈中・拘留停止中	66	0.009	72	0.011	120.8%	↗	
	その他	2,968	0.40	2,890	0.43	107.8%	↗	
再犯者 既決	執行終了	懲役禁錮	1	0.00013	1	0.00015	110.8%	↗
		保護観察	2,527	0.34	3,458	0.51	151.6%	↗
		その他	1,016	0.14	1,132	0.17	123.4%	↗
	執行中	仮出獄	2	0.00027	2	0.00030	110.8%	↗
		各種少年院仮退院中	223	0.03	265	0.04	131.6%	↗
		保護観察中	3,205	0.43	3,114	0.46	107.6%	↗
		児童施設・養護施設収容中	178	0.024	108	0.016	67.2%	↘
		その他	258	0.03	838	0.12	359.7%	↗
その他	審判不開始	12,304	1.64	15,207	2.25	136.9%	↗	
	不処分	4,896	0.65	4,534	0.67	102.6%	↗	
	児童相談所等通告	1,145	0.15	843	0.12	81.5%	↘	
	警察限り	2,241	0.30	1,687	0.25	83.4%	↘	
	その他	3,878	0.52	3,715	0.55	106.1%	↗	

(注) 警察庁「犯罪統計書」に基づき当省が作成した。

⑥ 当省のアンケート調査結果

非行少年の立ち直りのために行政が力を入れるべき対策のうち、実現度について、「よく出来ている」、「大体出来ている」と回答したもの

非行少年の立ち直りのために行政が力を入れるべき対策	重要度	実現度
家庭・学校・地域住民が一体となって非行少年を受け入れる居場所づくりなどに取り組む体制づくりに力を入れる	89.7%	6.5%
保護観察所、警察や学校、児童相談所、少年補導センターなどの関係機関が連携し、非行少年に対し継続的に指導・助言等を行う	94.0%	30.6%
無職の少年に対する就労支援や就学中の少年に対する学業支援など、これ以上非行が進まないようにするための活動を行う	92.7%	7.1%

⑦ 分析結果

ア 効果の発現状況

- 刑法犯少年・触法少年の再犯者(人口比)を指標として平成12年と16年の変動をみると、
- ・ 全国データでは、平12年 4.8人→16年 5.7人(20%増)
 - ・ 評価対象都道府県では、26都道府県中21道府県(81%)で増加
 - ・ 罪種別:窃盗犯と占有離脱物横領犯の割合が73%と高水準

→ 地域によっては効果を発現しつつあるとみられるが(山形県18.5%減、広島県18%減、鳥取県10%減、大阪府9.5%減、東京都1.8%減)、全体としては効果を発現しているものとはみられない。

イ 効果を発現するための主な課題

- ・ 刑法犯少年の家庭裁判所における終局決定をみると、審判不開始、不処分者の割合は72%と、地域での立ち直りを必要とする者が大半
- ・ 再犯者の前回処分状況をみると、審判不開始、不処分及び保護観察終了者の割合が60%を超え、その中でも保護観察終了者の増加が著しく(52%増)、家庭裁判所の審判又は保護観察終了後に地域社会の支援により立ち直りを必要とする者が大半

(注) 法務省では、平成17年7月20日に「更生保護のあり方を考える有識者会議」を立ち上げ、保護観察制度の充実・強化等の更生保護制度全般について検討・見直しを推進中

また、先の国会に提出された少年法改正案(継続審議中)においては、保護観察に付されたものが遵守すべき事項を遵守できず、更生を図ることができない場合の措置として、児童自立支援施設や少年院等への送致に関する規定を整備。

→ 施設処遇・保護観察に付されない非行少年(審判不開始、不処分等)や保護観察等が終了した者の立ち直り

ウ 効果を発現するための主な課題に対する方策

当省のアンケート調査結果でみると、非行少年の立ち直りのために行政が力を入れるべき対策として、

- ・ 「非行少年を受け入れる居場所づくりなどに取り組む体制づくり」、「無職の少年に対する就労支援や就学中の少年に対する学習支援など、これ以上非行が進まないようにするための活動を行うこと」が重要であるとする者が多数(前者90%、後者93%)
- ・ 一方、上記2施策の実現度について、「よく出来ている」、「大体出来ている」と回答した者は、いずれも7%と低調

局所調査結果をみると、

- ・ 効果を発現しつつある地域では、都道府県が都道府県警察、児童相談所等との連携の下、非行で検挙・補導された小・中学生のうち少年審判、児童相談所入所等の措置を受けていない者に対し、グループ活動による立ち直り支援(ロックバンド塾、社会奉仕活動など)を実施し、効果を上げているとみられる例あり

→ 施設処遇・保護観察に付されない非行少年(審判不開始、不処分等)、保護観察等が終了した者に対する就職支援、学習支援及び居場所づくり等の立ち直り支援を推進すること

5 逸脱行為、問題行動、不良行為のみられる少年への対応

① 全国データ

(単位:人)

指標	平成12年		平成16年		増減率 (b/a) と増減傾向		
	人員数	人口比 a	人員数	人口比 b			
(基本指標) 刑法犯少年・触法少年(刑法)の検挙・補導人員	152,813	18.78	155,038	21.08	112.3%	↗	
(基本指標) 不良行為少年の補導人員	885,775	34.12	1,419,085	57.93	169.8%	↗	
(サブ指標) 暴力行為発生件数	40,374	2.88	34,022	2.60	90.2%	↘	
(サブ指標) 刑法犯少年の補導歴 状況	補導歴あり	33,786	4.51	40,329	5.96	132.2%	↗
	補導歴なし	98,550	13.16	94,518	13.98	106.2%	↗
(サブ指標) いじめに起因する検挙・補導 人員(再掲)	450	0.029	316	0.022	75.9%	↘	
(サブ指標) 凶悪犯の検挙・補導人員	174	0.09	219	0.07	77.8%	↘	
(サブ指標) 粗暴犯の検挙・補導人員	1,869	0.83	1,301	0.52	62.7%	↘	

(注) 1 警察庁データ及び文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に基づき当省が作成した。

2 「人口比」は、毎年10月1日現在の「推計人口」(総務省統計局)を基に、刑法犯少年については、15歳～19歳の人口1,000人当たりで、触法少年については、14歳以下人口1,000人当たりで算定している。なお、暴力行為発生件数及びいじめに起因する検挙・補導人員については、文部科学省「学校基本調査」に基づき、小学生、中学生、高校生(定時制含む)の合計数の1,000人当たりで算定している(以下、特に注釈がない場合は同じ扱い。)

② 評価対象都道府県データ

(単位:人)

評価対象都道府県 (26)	平成12年		平成16年		増減率(b/a) と増減傾向		
	人員数	人口比 a	人員数	人口比 b			
刑法犯少年・ 触法少年(刑法) の検挙・ 補導人員	北海道	5,111	13.53	6,311	20.76	153.4%	↗
	岩手県	1,133	11.86	1,246	14.59	123.0%	↗
	宮城県	3,258	18.06	2,693	18.57	102.8%	↗
	山形県	1,558	20.16	928	12.72	63.1%	↘
	茨城県	2,483	12.66	2,968	18.11	143.0%	↗
	埼玉県	7,236	16.31	8,527	21.64	132.6%	↗
	千葉県	5,513	14.92	7,624	23.42	156.9%	↗
	東京都	14,072	21.31	14,155	20.35	95.5%	↘
	新潟県	2,860	18.23	2,334	17.30	94.9%	↘
	山梨県	726	13.00	686	13.26	102.0%	↗
	石川県	1,237	16.60	1,196	17.14	103.3%	↗
	福井県	1,061	20.59	790	15.73	76.4%	↘
	愛知県	6,413	14.58	6,956	17.12	117.5%	↗
	三重県	1,640	13.80	2,031	19.54	141.6%	↗
	京都府	3,782	21.47	3,683	24.34	113.4%	↗
	大阪府	14,162	25.33	11,866	23.03	90.9%	↘
	奈良県	1,352	13.87	1,255	16.45	118.7%	↗
	和歌山県	1,106	16.15	1,425	25.38	157.2%	↗
	鳥取県	1,021	24.95	927	24.91	99.8%	↘
	広島県	4,950	26.93	3,743	22.20	82.4%	↘
	徳島県	1,141	20.67	930	18.89	91.4%	↘
香川県	1,669	24.06	1,700	28.19	117.2%	↗	
福岡県	8,051	22.41	10,664	35.01	156.2%	↗	
大分県	1,539	20.08	1,701	24.24	120.7%	↗	
宮崎県	1,222	15.23	1,218	17.74	116.5%	↗	
沖縄県	1,093	10.30	1,662	15.78	153.2%	↗	

(注) 警察庁データに基づき当省が作成した。

(単位:人)

評価対象都道府県 (26)	平成12年		平成16年		増減率(b/a) と増減傾向		
	人員数	人口比 a	人員数	人口比 b			
不良行為少年の 補導人員	北海道	8,800	7.76	12,858	12.67	163.2%	↗
	岩手県	9,715	32.82	12,541	46.11	140.5%	↗
	宮城県	19,624	38.03	25,777	55.55	146.1%	↗
	山形県	6,711	26.11	7,485	31.99	122.5%	↗
	茨城県	21,455	33.26	22,139	38.17	114.8%	↗
	埼玉県	19,658	13.61	38,282	28.00	205.7%	↗
	千葉県	31,837	26.58	125,213	110.51	415.9%	↗
	東京都	50,530	24.52	73,815	34.14	139.3%	↗
	新潟県	37,153	72.85	10,673	23.46	32.2%	↘
	山梨県	725	3.82	5,283	30.19	791.1%	↗
	石川県	3,678	15.01	10,576	45.98	306.3%	↗
	福井県	4,553	25.72	5,635	33.95	132.0%	↗
	愛知県	33,431	22.33	48,473	33.06	148.1%	↗
	三重県	16,003	41.03	27,995	77.76	189.5%	↗
	京都府	6,249	11.93	37,880	76.68	643.0%	↗
	大阪府	200,090	114.27	316,299	186.61	163.3%	↗
	奈良県	8,925	29.17	17,389	64.40	220.8%	↗
	和歌山県	13,326	60.57	16,717	85.73	141.5%	↗
	鳥取県	3,898	29.76	4,152	34.89	117.3%	↗
	広島県	10,636	17.85	13,505	24.47	137.1%	↗
	徳島県	10,520	63.76	12,509	82.30	129.1%	↗
香川県	4,529	21.99	3,646	18.89	85.9%	↘	
福岡県	46,762	43.62	71,590	72.53	166.3%	↗	
大分県	10,413	41.49	15,347	65.87	158.8%	↗	
宮崎県	11,302	43.47	12,887	54.61	125.6%	↗	
沖縄県	20,277	56.33	36,586	106.66	189.4%	↗	

(注)1 警察庁データに基づき当省が作成した。

2 「人口比」は、各年10月1日現在の「推計人口」(総務省統計局)を基に、20歳未満人口1,000人当たりで算定した。

(単位:件)

評価対象都道府県 (26)	平成12年		平成16年		増減率(b/a) と増減傾向		
	発生件数	児童生徒 1,000人当 たり発生件 数 a	発生件数	児童生徒 1,000人当 たり発生件 数 b			
(サブ) 暴力行為の発生件数	北海道	529	0.8	406	0.7	87.5%	↘
	岩手県	126	0.7	112	0.7	100.0%	→
	宮城県	542	1.9	509	2	105.3%	↗
	山形県	171	1.1	88	0.6	54.5%	↘
	茨城県	1,190	3.3	856	2.6	78.8%	↘
	埼玉県	2,180	2.9	2,121	2.9	100.0%	→
	千葉県	769	1.2	890	1.5	125.0%	↗
	東京都	1,278	1.4	713	0.8	57.1%	↘
	新潟県	1,158	3.8	523	1.9	50.0%	↘
	山梨県	176	1.4	161	1.4	100.0%	→
	石川県	110	0.4	71	0.3	75.0%	↘
	福井県	889	3.5	596	2.5	71.4%	↘
	愛知県	956	1.2	730	1	83.3%	↘
	三重県	2,262	10.2	943	4.6	45.1%	↘
	京都府	995	3.8	1,049	4.3	113.2%	↗
	大阪府	3,393	3.9	5,075	6	153.8%	↗
	奈良県	1,223	7.5	1,023	6.8	90.7%	↘
	和歌山県	791	6	673	5.6	93.3%	↘
	鳥取県	250	3.2	218	3.1	96.9%	↘
	広島県	1,996	6.2	988	3.3	53.2%	↘
	徳島県	34	0.3	22	0.2	66.7%	↘
	香川県	774	6.6	675	6.3	95.5%	↘
	福岡県	1,631	2.9	1,238	2.4	82.8%	↘
	大分県	207	1.4	200	1.5	107.1%	↗
	宮崎県	113	0.7	67	0.5	71.4%	↘
	沖縄県	537	2.5	588	2.9	116.0%	↗

(注) 1 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に基づき当省が作成した。

2 発生件数は、小・中・高校内外(器物損壊は学内のみ)における発生件数の合計である。

3 「児童生徒1,000人当たり発生件数」は、学校基本調査(文部科学省)に基づき、小・中・高校生(定時制を含む。)の合計数を基に1,000人当たりで算定した。

③ 学職別データ

(単位:人、件)

学職別		平成12年		平成16年			増減率(b/a) と増減傾向	
		人員数 発生件数	人口比 a	人員数 発生件数	人口比 a	構成比		
刑法犯少年、 触法少年・ 補導少年 人員(刑)	総数	152,813	18.78	155,038	21.08	100.0%	112.3%	↗
	未就学	8	0.0004	11	0.0006	0.003%	143.2%	↗
	小学生	4,361	0.24	5,029	0.28	1.3%	120.1%	↗
	中学生	54,115	5.95	50,930	6.15	29.2%	103.3%	↗
	高校生	55,367	7.39	58,719	8.68	41.2%	117.5%	↗
	大学生・専修学校生等	8,493	1.13	10,587	1.57	7.4%	138.6%	↗
	有職少年	12,316	1.64	12,002	1.78	8.4%	107.9%	↗
	無職少年	18,153	2.42	17,760	2.63	12.5%	108.4%	↗
不良行為少年の 補導人員	総数	885,775	34.12	1,419,085	57.93	100.0%	169.8%	↗
	未就学	53	0.002	71	0.003	0.01%	145.0%	↗
	小学生	3,369	0.11	5,153	0.21	0.36%	198.5%	↗
	中学生	137,914	5.31	223,437	9.12	15.74%	171.8%	↗
	高校生	432,189	16.65	654,937	26.74	46.16%	160.6%	↗
	大学生・専修学校生等	36,008	1.38	58,813	2.41	4.16%	174.6%	↗
	有職少年	96,419	3.71	149,141	6.09	10.51%	164.2%	↗
	無職少年	179,823	6.93	327,533	13.37	23.08%	192.9%	↗
暴力行為発生 件数	総数	40,374	10.96	34,022	10.23	100.0%	93.3%	↘
	小学生	1,483	0.20	2,100	0.30	2.9%	144.9%	↗
	中学生	31,285	8.16	25,984	7.66	74.9%	93.8%	↘
	高校生	7,606	2.60	5,938	2.27	22.2%	87.6%	↘
いじめに起因する 検挙・補導人員	総数	450	0.108	316	0.081	100.0%	75.9%	↘
	小学生	7	0.001	34	0.005	6.2%	500.0%	↗
	中学生	341	0.083	217	0.059	72.8%	71.1%	↘
	高校生	102	0.024	65	0.017	21.0%	70.8%	↘

(注) 1 警察庁データ及び文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に基づき当省が作成した。

2 「人口比」は、刑法犯少年、触法少年(刑法)の検挙・補導人員及び不良行為少年の補導人員については、各年10月1日現在の「推計人口」(総務省統計局)を基に、1,000人当たりで算定。なお、暴力行為発生件数及びいじめに起因する検挙・補導人員については、それぞれ小・中・高校の児童生徒数を基に1,000人当たりで算定した。

④ 不良行為少年の態様別補導人員

(単位:人)

態様	平成12年		平成16年			増減率 (b/a) と増減傾向		
	人員数	人口比 a	人員数	人口比 a	構成比			
不良行為少年の補導人員	総数	885,775	34.12	1,419,085	57.93	100.0%	169.8%	↗
	飲酒	30,546	1.18	35,574	1.45	2.5%	123.4%	↗
	喫煙	417,053	16.07	575,749	23.50	40.6%	146.3%	↗
	薬物乱用	7,217	0.28	2,279	0.09	0.2%	33.5%	↘
	粗暴行為	4,005	0.15	4,986	0.20	0.4%	131.9%	↗
	刃物等所持	551	0.021	475	0.019	0.03%	91.4%	↘
	金品不正要求	641	0.02	346	0.01	0.02%	57.2%	↘
	金品持ち出し	605	0.02	994	0.04	0.1%	174.1%	↗
	性的いたづら	127	0.005	162	0.01	0.01%	135.2%	↗
	暴走行為	32,417	1.25	25,890	1.06	1.8%	84.6%	↘
	家出	8,049	0.31	4,902	0.20	0.3%	64.5%	↘
	無断外泊	3,896	0.15	4,759	0.19	0.3%	129.5%	↗
	深夜はいかい	307,112	11.83	669,214	27.32	47.2%	230.9%	↗
	怠学	21,878	0.84	22,350	0.91	1.6%	108.3%	↗
	不健全性的行為	1,048	0.04	1,603	0.07	0.1%	162.1%	↗
	不良交友	32,758	1.26	44,971	1.84	3.2%	145.5%	↗
	不健全娯楽	4,077	0.16	5,179	0.21	0.4%	134.6%	↗
	その他	13,795	0.53	19,652	0.80	1.4%	151.0%	↗

(注)1 警察庁データに基づき当省が作成した。

2 「人口比」は、各年10月1日現在の「推計人口」(総務省統計局)を基に20歳未満人口1,000人当たりで算定した。

⑤ 高校中途退学者データ(事由別中途退学者数)

(単位:人)

事由	平成12年		平成16年		構成比の増減
	人員数	構成比	人員数	構成比	
総数 (退学者率)	109,146 (2.6%)	100.0% -	77,897 (2.1%)	100.0% -	-
学業不振	7,245	6.6%	5,075	6.5%	減少
学校生活・学業不適応	40,809	37.4%	29,905	38.4%	増加
進路変更	39,874	36.5%	26,756	34.3%	減少
病気・けが・死亡	3,754	3.4%	3,039	3.9%	増加
経済的理由	3,517	3.2%	2,874	3.7%	増加
家庭の事情	4,839	4.4%	3,539	4.5%	増加
問題行動等	5,227	4.8%	3,708	4.8%	横ばい
その他	3,881	3.6%	3,001	3.9%	増加

- (注)1 「学校生活・学業不適応」の具体的内容は、「もともと高校生活に熱意がない」、「授業に興味がわかない」、「人間関係がうまく保てない」、「学校の雰囲気合わない」、「その他」。
- 2 「進路変更」の具体的内容は、「別の高校への入学を希望」、「専修・各種学校への入学を希望」、「就職を希望」、「大検を受検希望」、「その他」。
- 3 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に基づき当省が作成した。

⑥ 当省のアンケート調査結果

非行防止のために行政が力を入れるべき対策のうち、実現度について、「よく出来ている」、「大体出来ている」と回答したもの

非行防止のために行政が力を入れるべき対策	重要度	実現度
少年に規範意識を持たせるため、非行防止教室を開催するなどの啓発活動を積極的に実施する	76.7%	17.6%
家庭・学校・地域住民が一体となって少年を受け入れる居場所づくりなどに取り組む体制づくりに力を入れる	88.8%	8.1%
保護観察所、警察や学校、児童相談所、少年補導センターなどの関係機関が連携し、非行少年に対し継続的に指導・助言等を行う	93.3%	35.2%
無職の少年に対する就労支援や就学中の少年に対する学業支援など、これ以上非行が進まないようにするための活動を行う	91.9%	6.5%

⑦ 分析結果

ア 効果の発現状況

刑法犯・触法少年(刑法)の検挙・補導人員(人口比)を指標として、平成12年と16年の変動をみると、

- ・ 全国データでは、H12 18.78人 → H16 21.08人(12%増)
- ・ 評価対象都道府県データでは、26都道府県中18道府県(69%)で増加。残る8都府県では減少(山形県▲36.9%、福井県▲23.6%、広島県▲17.6%、大阪府▲9.1%、徳島県▲8.6%、新潟県▲5.1%、東京都▲4.5%、鳥取県▲0.2%)

不良行為少年の補導人員(人口比)を指標として平成12年と平成16年の変動をみても、

- ・ 全国データでは、H12 34.12人 → H16 57.93人(70%増)
- ・ 評価対象都道府県データでは、26都道府県中24都道府県(92%)で増加。残る2県では減少(新潟県▲67.8%、香川県▲14.1%)

刑法犯少年の補導歴の有無別の検挙人員(人口比)の平成12年と16年の変動をみると、

- ・ 全国データでは、補導歴あり:H12 4.51人 → H16 5.96人(32%増)

→ 地域によっては効果を発現しつつあるところもみられるが、全体としては効果を発現しているものとはみられない。

イ 効果を発現するための主な課題

- ・ 刑法犯少年・触法少年の検挙・補導人員の学職別構成比をみると、中学生・高校生の割合が70%と高水準。次いで無職少年が13%を占める。
- ・ 不良行為少年の補導人員の学職別構成比をみると、高校生・無職少年の割合が70%と高水準。次いで中学生が16%を占める。
- ・ 暴力行為発生件数の学職別構成比をみると、中学生の割合が75%と高水準
- ・ 不良行為少年の態様別補導人員をみると、「深夜はいかい」の構成比が47%と最も高く、かつ、増減比131%増と最も高い。
- ・ 高校中途退学者数を事由別にみると、「学校生活・学業不適応」が最も多く、かつ構成比は増加
- ・ 深夜はいかい等の不良行為の背景として、居場所がないことや少年に悪影響を与える社会的環境など

→ 中学生、高校生、無職少年の家庭を含む居場所の確保などによる問題行動等の段階での対応

ウ 効果を発現するための主な課題に対する方策

当省のアンケート調査結果をみると、

- ・ 無職の少年に対する就労支援や就学中の少年に対する学業支援など、これ以上非行が進まないようにするための活動の実現度について、「よく出来ている」、「大体出来ている」と回答した者が7%と低調
- ・ 少年に悪影響を与えるような環境を改善することについて、少年非行防止のために行政が力を入れるべき対策とする者は93%いるが、実現度について、「よく出来ている」、「大体出来ている」と回答した者が9%と低調
- ・ 少年を受け入れる居場所づくりなどに取り組む体制づくりについて、少年非行の防止のために行政が力を入れるべき対策とする者は89%いるが、実現度について、「よく出来ている」、「大体出来ている」と回答した者が8%と低調
- ・ 非行防止教室を開催するなどの啓発活動の実現度について、「よく出来ている」、「大体出来ている」と回答した者が18%と低調

○ 中学校(中学生)を中心に対策を行っている例

- ・ 効果を発現しつつある地域では、学校、警察、地元自治会、PTA等による協議会が、警察署管内における問題行動の多い中学校(各1校)を指定し、指定校区において少年非行対策を総合的・重点的に実施することにより、同校区における刑法犯少年・触法少年の検挙・補導人員を大幅に減少(70%減)させている例がある。
- ・ 指定校区においては、学校、家庭、地域及び関係機関が非行防止ネットワークを形成。連携して街頭補導活動、環境浄化活動、非行防止教室等を実施するとともに、保護者を対象とした非行防止講話会、中学生と地域住民等との意見交換会など、工夫した少年非行対策を重点的に実施

→ 社会参加活動等の居場所づくりを推進すること

(注) 基本指標「不良行為少年の補導人員」は、街頭補導活動の実績値としての性質を持つと考えられることから、施策の効果を表す指標としては主として「刑法犯少年、触法少年(刑法)の検挙・補導人員」を用いている。

6 サポートチーム等による連携

① 効果の発現状況

- ・ 評価対象 26 都道府県中 24 都道府県(92%)が文部科学省に対する事業完了報告において効果的な事例を報告
- ・ 局所調査結果では、評価対象 26 都道府県すべてにおいて、サポートチーム(文部科学省)、少年サポートチーム(警察庁)及び県単独事業によるサポートチームによる効果的な事例あり

(具体例)

- ・ 養育能力に問題のある保護者・家庭に対して、学校や児童相談所・家庭児童相談室等の福祉関係機関等が連携して積極的に指導・助言した結果、児童及び保護者の意識、生活態度、親子関係の改善が図られ、児童の深夜はいかい、万引き等の問題行動が解消された例あり
- ・ 関係機関が共通した対応方針を定め、役割分担、定期的な情報交換を行うことにより、生徒の状況の変化に迅速に対応することができ、喫煙や万引き等の問題行動が沈静化した例あり

→ 一定の効果を発現しているものとみられる。

② 更に効果を発現するための主な課題

当省のアンケート調査結果をみると、サポートチームの効果として、「少年の問題行動等に対して複眼的な対応が可能になった」とするものが最も多い回答(61%)

他方で、課題として①「保護者自身が問題意識をもっておらず、非協力的で支援活動を円滑にできない」とするものが多数(60%)

次いで、②「会議が単なる情報交換の場にとどまってしまう、具体的な対策まで立てられないことがある」とするもの(57%)

②の回答が多い機関は、都道府県青少年育成担当課、都道府県教育委員会、家庭児童相談室、保健所・保健センター

→ 対象少年の保護者の協力確保

→ サポートチームを単なる情報交換の場に終わらせない

③ 更に効果を発現するための主な課題に対する方策

→ 福祉関係機関等との連携により、保護者・家庭の抱える問題解消のための支援を併せて実施すること

→ 学校や関係機関等におけるサポートチームに対する意識や認識の差の解消を図ること

(注) サポートチームとは、問題行動等を起こす個々の少年について、学校や教育委員会と児童相談所、警察などの関係機関が情報を共有し、共通理解の下、各機関の権限等に基づいて多様な指導・支援を行うために形成されるもの